

建築改修工事特記仕様書

(令和 4 年二改訂版)

※令和 5 年 1 月 1 日以降適用

I 工事概要

1	工 事 名		
2	工事場所		
3	用途地域等	都市計画区域 (・内 ・外)	
		用途地域 ()	
		防火地域等 (・防火 ・準防火 ・法第 2 2 条指定区域 ・指定無し)	
		その他の地域・区域 ()	
4	主要用途		
5	敷地面積	m ²	
6	その他の条件	垂直積雪量 (m)	風速 (V o) ・ 3 0 ・ 3 2 ・ 3 4
		地表面粗度区分 ・ I ・ II ・ III	
7	改修内容 (対象棟、工事種別、改修部位等)		
	・		
	・		
	・		
	・		
	・		
	・		
	・		

II 建築改修工事仕様

1	共通仕様		
	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成 3 1 年版）」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成 3 1 年版）」及び「建築物解体工事共通仕様書（平成 3 1 年版）」による。		
2	特記仕様書の適用等		
	(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。		
	(2) 特記事項は、●印の付いたものを適用する。●印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ●印と※印が付いた場合は、共に適用する。		
	(3) 特記事項に記載の () 及び () 内表示番号は、それぞれ公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）及び公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目、当該図面又は当該表を示す。		
3	特記仕様書の範囲		
	特記仕様書は、本特記仕様書の他、以下の●印のものを適用する ・ 建築工事特記仕様書 ・ 電気設備改修工事特記仕様書 ・ 機械設備改修工事特記仕様書		

1 一般共通事項	1 適用基準等	※建築工事監督実施要領（秋田県建設交通部監修）（平成 16 年版） ※公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理（施工計画書作成要領）（一般社団法人公共建築協会）（令和 2 年版） ※営繕工事写真撮影要領（令和 3 年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
	2 工事実績情報サービス（CORINS）への登録	※適用する ・ 適用しない (1. 1. 4)
	3 工事の余裕期間	※適用しない ・ 適用する（・発注者指定方式 ・任意着手方式） 適用する場合は別に定める「余裕期間に係る特記事項」によること。
	4 技術者の専任	※契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、契約締結後、監督職員と打合せにおいて定める。 ・ 契約締結後、 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付けとする。

5 工事写真	工事中、完成時ともカラー写真とする。				
	分類		規格	撮影箇所	提出部数
	着 工 前	サービス版	工事写真の撮り方建築編	部	
	工 事 中	サービス版	工事写真の撮り方建築編	部	
	完 成 時	・ サービス版 ・ キャビネ版	工事写真の撮り方建築編 同上	部 部	
	営 繕 年 報 用	・ キャビネ版	外部 1 枚、内部 1 枚	部	
この表のほか監督職員が必要と認め、指示した箇所及び部数。また、上記の写真はデジタル写真も可とし、その仕様等は監督職員の指示による。					
6 概成工期	工事期限より 日 前				(1. 2. 1)
7 女性技術者活躍モデル工事の対象	※適用する（・発注者指定型 ※受注者希望型） 発注者指定型 (1) モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。 (2) 快適トイレ(女性専用)の設置に要する費用は、共通仮設費に計上しているが、「快適トイレ実施要領」に基づき、設計変更の対象とする。 (3) 女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。 受注者希望型 (1) 本工事は、秋田県女性技術者活躍モデル工事（受注者希望型）であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。 (2) モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。 (3) 快適トイレの設置に要する費用は、「快適トイレ実施要領」に基づき設計変更の対象とする。 (4) 女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。 ・ 適用しない				
8 電気保安技術者	・ 適用する ※適用しない				(1. 3. 3)
9 週休 2 日制工事の対象	※適用する (1) 工事の実施については、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する営繕課運用」に基づいて実施するものとする。 (2) 発注時は 4 週 8 休以上を前提に労務費を補正して積算している。 (3) 工事完成時、現場閉所の達成状況が 4 週 8 休に満たない場合、その達成状況に応じて、補正分を減額変更する。 ・ 適用しない				
10 施工条件	関連工事による施工時期の調整 施工時期・時間の制限 部位別施工順序 工事用車両の駐車場所 資機材置場所 関係機関等との協議の未成立事項 関係機関等との協議結果	・ 有（内容： ） ・ 無 ※指定しない ・ ※指定しない ・ 図示による ・ 有（図示） ・ 無 ・ 有（図示） ・ 無 ・ 有（内容： ） ・ 無 ・ 有（内容： ） ・ 無			(1. 3. 5)
11 施工中の安全確保	※「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成 9 年建設省告示第 1 5 3 6 号）」に基づき、指定された建設機械を使用する。 (1. 3. 7) ※「建設機械に関する技術指針（平成 3 年建設省通知第 2 4 7 号）」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。 (1. 3. 7)				

12 発生材の処理等

・ 特定建設資材廃棄物の再資源化が必要な発生材 (1. 3. 12)

種類	再資源化等をする施設名・住所・搬出距離 (km)
コンクリート塊	
アスファルト塊	
建設発生木材	

・ 特定建設資材廃棄物以外の発生材の処理 (1. 3. 12)

種類	処分施設の名称・住所・搬出距離 (km)

・ 引き渡しを要するもの (1. 3. 12)

・ 現場再利用発生材

特別管理産業廃棄物 (・有 ・無) (1. 3. 12)

アスベスト含有建材 ・有 ・無

受入施設名 秋田県環境保全センター (大仙市協和上淀川) 、 km

・ 飛散性アスベストの使用状況

室 名	使用部位	詳細 (厚さ等)	その他

・ 非飛散性アスベスト成形板の使用状況

室 名	使用部位	詳細 (厚さ等)	その他

P C B 含有製品の処理

・ P C B (ポリ塩化ビフェニル) 含有機器 ・有 ・無

の場合は、P C B を含有する電気照明器具等の機器から当該部分を取り外し、漏洩の恐れのない容器に納め、所定の表示を行い、監督職員の指示に基づき監督職員に引き渡すこと。

・ P C B 含有シーリング材 ・有 ・無 ・不明 (含有分析検査を行う)

C C A 処理木材及び石膏ボード製品の処分について ・該当 ・非該当

次に該当する場合は、指定する場所に処分すること。

種 類	処分をする施設名 (住所)、搬出距離 (km)
・ C C A 処理木材	
・ ひ素混入石膏ボード (小名浜吉野石膏(株)いわき工場 昭和 4 8 年 3 月～平成 9 年 4 月に製造)	※管理型最終処分場で埋立処分すること ・ 秋田県環境保全センター (大仙市協和上淀川)、 km
・ カドミウム含有石膏ボード (日東石膏ボード(株)八戸工場 平成 4 年 1 0 月～平成 9 年 4 月に製造)	※管理型最終処分場で埋立処分すること ・ 秋田県環境保全センター (大仙市協和上淀川)、 km
・	

参考：廃石膏ボード現場分別解体マニュアル (案) (平成 2 4 年 3 月国土交通省)

建設副産物情報交換システム (COBRIS) の利用

※適用する ・適用しない

	・本工事では、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等で次表の建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出する。また、「再生資源利用計画書」作成後、速やかに監督職員へ提出し、その内容を説明のうえ、工事現場の見えやすい場所に掲示する。 (1. 3. 12)
	次の各号の一に該当する建設資材を搬入する工事 1 体積が 500 m³以上である土砂 2 重量が 500t 以上である砕石 3 重量が 200t 以上である加熱アスファルト混合物 4 コンクリート 5 コンクリート及び鉄から成る建設資材 6 木材 7 塩化ビニール管・継手 8 石膏ボード
	・本工事では、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等で次表の建設発生材を工事現場から搬出する場合には、「再生資源利用促進計画書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含めて監督職員に提出する。また、「再生資源利用促進計画書」作成後、速やかに監督職員へ提出し、その内容を説明のうえ、工事現場の見えやすい場所へ掲示する。 (1. 3. 12)
	次の各号の一に該当する建設発生材を搬出する工事 1 体積が 500 m³以上である建設発生土 2 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊または建設発生木材であって、これらの重量の合計が 200t 以上であるもの 3 建設汚泥 4 建設混合廃棄物 5 金属くず 6 廃塩化ビニール管・継手 7 廃プラスチック 8 紙くず 9 廃石膏ボード 10 アスベスト ・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員へ提出する。 (1. 3. 12)
	・本工事で発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、秋田県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理するものとする

13交通安全管理

関係機関との協議
・必要（関係機関：
交通誘導員
・配置する（・警備業法第18条に規定する特定の種別の警備業務
・任意
・配置しない
（
人・日）
特定の種別の警備業務は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）及び秋田県公安委員会告示第94号（令和2年9月29日）による。

(1. 3. 9)

14事故報告

工事施工中に事故・災害が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、事故の全容が判明次第、指示する事故報告書により速やかに監督職員に提出すること。

(1. 3. 10)

15既存部分の処置

既存部分の養生
・必要（養生部分
・必要なし

(1. 3. 13)

16建築材料等

※本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、以下のいずれかに該当するものとする。
1 J I S及びJ A Sマーク表示のある材料
2 エコマーク認定製品（（公財）日本環境協会）
3 秋田県認定リサイクル製品
4 建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新年版）（（一社）公共建築協会）（以下「評価名簿」という。）に記載の製品
5 以下の①～⑥の事項を満たす材料製造業者等が製造した材料
① 品質及び性能に関する試験データが整備していること。
② 生産施設及び品質の管理が適切に行っていること。
③ 安定的な供給が可能であること。
④ 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。
⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。
なお、5の材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は、外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出をして承諾をうけるものとする。
また、商品名等が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受けること。

17化学物質を放散する建築材料等

建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)までを満たすものとする。
(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しない又は放散が極めて少ない材料で設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
(2) 接着材及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
(3) 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難燃性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
(4) (1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ない材料を使用したものとする。
設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又④に該当する材料を指す。
① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド放散建築材料以外の材料
② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド放散建築材料
④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

18特別な材料の工法

建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法によるものとする。

19施工調査

施工数量調査
調査項目
調査範囲
調査方法
成果品
・既存部分の破壊を行った場合の補修方法は、図示による。

(1. 5. 2)
(1. 5. 3)

20 技能士	※適用する 適用職種（一級、単一等級の職種作業） とび（・とび作業） 鉄筋施工（・鉄筋組立作業） コンクリート圧送施工（・コンクリート圧送工事作業） 型枠施工（・型枠工事作業） 鉄骨（・構造物鉄工作業） ブロック建築（・コンクリートブロック工事作業） ALCパネル施工（・ALCパネル工事作業） 防水施工（・アスファルト防水工事作業・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業・アクリルゴム系塗膜防水工事作業・合成ゴム系シート防水工事作業・塩化ビニル系シート防水工事作業・セメント系防水工事作業・シーリング防水工事作業・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業・FRP防水工事作業） 石材施工（・石張り作業） タイル張り（・タイル張り作業） 建築大工（・大工工事作業） 建築板金（内外装板金作業） 左官（・左官作業） 内装仕上げ施工（・鋼製下地工事作業） サッシ施工（・ビル用サッシ施工作業） 自動ドア施工（・自動ドア施工） ガラス施工（・ガラス工事作業） カーテンウォール施工（・金属製カーテンウォール工事作業） 塗装（・建築塗装作業） 内装仕上げ施工（・プラスチック系床仕上げ工事作業・カーペット系床仕上げ工事作業・木質系床仕上げ工事作業・ボード仕上げ工事作業） 表装（・壁装作業） 熱絶縁施工（・吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業） 内装仕上げ施工（・カーテン工事作業） 路面標示施工（・溶融ペイントハンドマーカース工作業・加熱ペイントマシンマーカース工作業） 造園（・造園工事作業） ・適用しない	(1. 6. 2)										
21 見本施工	仕上がり程度の判断ができる見本施工の実施 ・実施する（実施する部位： ） ・実施しない	(1. 6. 5)										
22 化学物質の濃度測定	次の室の揮発性有機化合物等の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。 ・測定対象化合物質：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン ・測定対象室：測定対象室は、原則として全ての居室及び常時換気をしない書庫、倉庫等（改修工事においては、内装改修等を行った室に限る）とする。使用した材料、室の形状、換気設備等の使用が類似しており同様の測定結果となることが予想される複数の室については、そのうち1室以上を測定してよい。 ・測定箇所数：測定箇所数は、次による。また、全ての測定箇所においてホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの濃度を同時に測定する。 <table><tr><td>室の床面積 A (㎡)</td><td>A ≤ 50</td><td>50 < A ≤ 200</td><td>200 < A ≤ 500</td><td>500 < A</td></tr><tr><td>測定箇所数</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table> ・測定方法：測定は、パッシブ型採取機器を用いる。採取機器及び採取要領については監督職員の指示による。	室の床面積 A (㎡)	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A	測定箇所数	1	2	3	4	(1. 6. 9)
室の床面積 A (㎡)	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A								
測定箇所数	1	2	3	4								
23 技術検査	・中間検査 ※実施する ・実施しない <table><tr><td>回数</td><td>中間検査の時期</td></tr><tr><td>第1回</td><td></td></tr><tr><td>第2回</td><td></td></tr></table>	回数	中間検査の時期	第1回		第2回		(1. 7. 2)				
回数	中間検査の時期											
第1回												
第2回												
24 完成図書等	完成図書 ※製本1部 製本する完成図書は、A4版（黒表紙、金文字）とする。 完成図書に綴じこむもの ※完成図（意匠図及び構造図） ・施工図 ・構造計算書 ※主要資材メーカーリスト ※保証書 ※保守、保全に関する説明書 ※電子納品対象工事にあつてはCD-R ※その他監督職員の指示するもの 添付するもの ※A3版縮小原図（配置図、平面図、立面図、仕上表、一般断面図）とする。	(1. 8. 1)										

25 電子納品等	※電子納品対象工事 CD-R（監督職員提出用）（部） CD-Rに格納するもの ※完成図（※CAD ※PDF）※監督職員が指示した図面等 ※完成写真（※外観図5枚程度 ※内観図5枚程度）※工事概要ファイル 受注者は、次により電子納品を行うものとする。ただし、監督職員の承諾があった場合はこの限りでない。 (1) 完成図等は、「官庁営繕事業に係わる電子納品運用ガイドライン（営繕工事編）、営繕工事電子納品要領【令和3年改定 国土交通省大臣官房官庁営繕部】（令和3年3月26日国営施第19号）」（以下、「要領等」という。）に基づいて作成すること。 「要領等」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。 (2) 電子データは、「要領等」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。 (3) 設計監理業務として行う営繕年報作成のため、工事諸元情報の提供に協力すること。
26 設備工事との取合い	施工範囲 建築工事特記仕様書の区分表又は工事区分表（図示）による。 施工図 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。
27 契約不適合点検	※適用する ・適用しない 契約事項による契約不適合責任期間満了前に契約不適合点検を行うので受注者は立ち会うこと。
28 環境への配慮	秋田県は県の事務事業において、環境にやさしい行動が定着することを目指し、環境に与える負荷を低減する取り組みを継続的に推進するため「あきたエコマネジメントシステム」を構築し運用している。受注者は監督職員と協議を行い、県の定める環境方針を具体的に公共事業に反映させるよう努めなければならない。 秋田県庁環境方針 平成25年4月1日 秋田県庁は自らが行う事務事業活動が環境に及ぼす影響を継続的に改善していくため、次の方針に基づき積極的に行動します。 (1) 総合的な環境保全施策の推進 「自然と人との共存可能な社会の構築」、「環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の構築」、「地球環境保全への積極的な取り組み」、「環境保全に向けての全ての主体の参加」を基本としながら、第二次秋田県環境基本計画に掲げる環境保全施策を推進します。 (2) 事業活動における積極的な環境配慮の実施 公共事業の実施において、公共事業環境配慮システムを基に、環境に配慮した事業を実施し、環境負荷の低減に努めます。 (3) 秋田県庁環境保全率先実行計画の推進（省略） (4) 環境関連法規等の順守 環境に関する法令、条例、協定、その他の合意事項を順守し、環境汚染の防止に努めます。
29 快適トイレ導入対象	※適用する (1) 設置に要する費用は、当初は計上していない。 (2) 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。 また、運搬費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。 ・適用しない
30 法定外の労災保険	※本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

2 仮設工事	1 仮囲い	・ 設ける（位置、延長等は図示） ・ 設けない ・ 万能鋼板（H＝ ） ・ 波板鉄板（H＝ ） ・ 単管シート（H＝ ） ・ シートゲート（H＝ 、W＝ ）× 力所
	2 足場その他	内部足場 ※脚立、足場板等 (2. 2. 1) 外部足場 ※ 枠組足場（※ 手すり先行工法 ・ その他） (2. 2. 1) ・ くさび緊結式足場（※ 手すり先行工法 ・ その他 設置範囲（・ 図示による ・ ） 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月策定）により、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」によるものとする。 防護シート ※設ける（設置範囲 ・ 図示による ・ ） ・ 設けない 材料の運搬 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 (2. 2. 1)
	3 既存部分の養生	既存部分の養生 ※ビニールシート等 (2. 3. 1) 既存家具等の養生 ※ビニールシート等 ・ 備品、机・ロッカー等の移動 ・ 行う（図示） ※行わない 既存ブラインド、カーテン等養生及び保管場所 ・ 養生を行う（養生の方法： 保管場所： ） ・ 養生を行わない
	4 仮設間仕切り	仮設間仕切り (2. 3. 2) ・ 設ける ・ A種 ・ B種 ※C種 （詳細は図示） ※設けない 仮設扉 ・ 設ける ※合板張り木製扉 ・ （詳細は図示） ※設けない
	5 監督職員事務所	・ 設ける ・ 設けない (2. 4. 1) ・ 10 m²程度 ・ 20 m²程度 ・ 35 m²程度 ・ 65 m²程度 ・ 100 m²程度 ・ 受注者事務所の中に監督職員用スペース m²程度確保する。 備品は下記のを備える。 机、いす、電話、書棚、黒板、ゴム長靴、雨合羽、保安帽、安全帯、冷暖房機器、その他監督職員の指示するもの ・ 縮小製本図（ ）部

6	工事用水及び電力	工事用水 構内既存の施設	・利用できる (※有償 ・無償)																			
		工事用電力 構内既存の施設	・利用できない ・利用できる (※有償 ・無償) ・利用できない																			
7	工事表示板の設置	監督職員が指定する位置に一箇所設置する。 (2. 4. 1) 表示時期は工事着工時から完成時までとする。 表示板の形式																				
		<table><tr><th colspan="2">建築工事の表示</th></tr><tr><td>工 事 名 称</td><td></td></tr><tr><td>構 造 ・ 規 模</td><td></td></tr><tr><td>工 事 期 間</td><td>令 和 年 月 日 ~ 令 和 年 月 日</td></tr><tr><td>建 築 主</td><td></td></tr><tr><td>設 計 者</td><td></td></tr><tr><td>工 事 監 理 者</td><td>(外注委託の場合、記入)</td></tr><tr><td>工 事 監 督 者</td><td>秋田県建設部営繕課又は秋田県〇〇地域振興局建設部</td></tr><tr><td>工 事 施 工 者</td><td></td></tr></table>			建築工事の表示		工 事 名 称		構 造 ・ 規 模		工 事 期 間	令 和 年 月 日 ~ 令 和 年 月 日	建 築 主		設 計 者		工 事 監 理 者	(外注委託の場合、記入)	工 事 監 督 者	秋田県建設部営繕課又は秋田県〇〇地域振興局建設部	工 事 施 工 者	
建築工事の表示																						
工 事 名 称																						
構 造 ・ 規 模																						
工 事 期 間	令 和 年 月 日 ~ 令 和 年 月 日																					
建 築 主																						
設 計 者																						
工 事 監 理 者	(外注委託の場合、記入)																					
工 事 監 督 者	秋田県建設部営繕課又は秋田県〇〇地域振興局建設部																					
工 事 施 工 者																						
		注 1 表示板は、風圧に耐えるよう配慮すること。 2 地色は、マンセル記号 1GY7. 5/8とし黒文字（角ゴシック）で表現する。 3 建築主は、契約担当者名とすること。 4 表示板の大きさ ※ 1号（横 180 cm×縦 90 cm） ・ 2号（横 240 cm×縦 120 cm） ・ 3号（横 360 cm×縦 180 cm） ・ その他（ ） ※ 建設リサイクル法遵守指導としての「届出（通知）済シール」を建設業許可標識等に貼り付けること。																				
8	工事現場のイメージアップ	・ 行う ※行わない 建物のイメージがわかるようパース等を活用して表示する。 (サイズ 1,800×900 カラーコピーラミネート加工程度)																				
9	建設発生土の処理	※本工事より発生する建設発生土は、次の場所に搬出するものと想定している。 ・ 工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難しい場合は、別途協議する。 建設発生土量 () m3 発生場所 () 搬出先、距離 () km 受入条件 () ・ 構外指示の場所に搬出する。 ・ 構内指示の場所にたい積する。 ・ 構内指示の場所に敷きならす。																				
3	1 降雨等に対する養生方法	※改修標仕 3. 1. 3 (5) (ア)～(ウ)による ・ (3. 1. 3)																				
	2 既存防水層の処理	既存保護層の撤去 ・ 行う（範囲・図示による ・ ） (3. 2. 3) ・ 行わない 既存防水層の撤去 ・ 行う（範囲・図示による ・ ） (3. 2. 4) ・ 行わない 改修用ドレン ・ 設ける（ POAS, POASI, POD, PODI, POS, POSI, POX 工法の場合 主防水材製造所の仕様による (3. 2. 5) 既存下地の補修及び処置 (3. 2. 6) 補修箇所の形状、長さ、数量等 ※図示による ・ 既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去 ・ 行う（ ・ M4AS ・ M4ASI ・ M4C ・ M4DI ・ L4X ） ・ 行わない 既存保護層の補修及び処置（POS 工法及び POSI 工法（機械的固定工法）） ・ 既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立ち上り部等の補修及び処置 ※改修標仕 3. 2. 6 (4) (ウ) (g) ①～③による ・ 架台回り等の処置 ※図示による ・																				

3 アスファルト防水

3 防水改修工事

屋根保護防水

防水層の種類別

(3. 1. 4) (3. 3. 2～5)

工法	種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上り部の保護
・ P2A	・ A-1 ・ A-2 ・ A-3			※ポリエチレンフィルム厚さ 0.15mm 以上 ・	・ 乾式保護材 ・ コンクリート押え ・ れんが押え ・ ・ JIS R 1250
・ P1B	・ B-1 ・ B-2 ・ B-3				
・ P2AI	・ AI-1 ・ AI-2 ・ AI-3		(材質) ※JIS A 9521 による押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3 種 bA (スチ層付き) ・ (厚さ) ・ 25mm ・ 50mm	・ ※フラットヤンクロス 70g/㎡程度	
・ P1BI ・ T1BI	・ BI-1 ・ BI-2 ・ BI-3				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標仕表 3.3.3 から表 3.3.9 による

部分粘着層付き改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標仕表 3.3.3 から表 3.3.9 による

平場の保護コンクリート厚さ
・ こて仕上げ ※水下 80mm 以上
・ 床タイル張り等の仕上げ ※水下 60mm 以上

(3. 3. 5)

押え金物の材質及び形状寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm)

(3. 3. 2)

立上り部の保護
・ 乾式保護材 ()
・ れんが (・ 普通れんが ・ 化粧れんが)
・ コンクリート (・ 工法)

(3. 3. 2) (3. 3. 5)

コンクリートの仕上がりの平たんさ
種別 (・ 種: 改修標仕表 8.1.5 による)

(3. 3. 5)

屋上排水溝
・ 適用する (施工範囲 ・ 図示 ・)
・ 適用しない

(3. 3. 5)

屋根露出防水

防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料		備考
				種類	使用量	
・ M4C	・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4			・ 製造所の仕様による	・ 製造所の仕様による	
・ M3D ・ POD	・ D-1 ・ D-2 ・ D-3 ・ D-4			・ 製造所の仕様による	・ 製造所の仕様による	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない
・ PODI ・ M3DI ・ M4DI	・ DI-1 ・ DI-2		改修標仕 3.3.2 (9) (種類) ・ ・ (厚さ) ・ 25mm ・	・ 製造所の仕様による	・ 製造所の仕様による	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない

脱気装置の種類及び設置数量

※アスファルトルーフィング類製造所の指定による

屋根露出防水絶縁断熱工法の断熱材ルーフィングの回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※図示

屋内防水

防水層の種別

工法	種別	施工箇所	備考
・ P1E ・ P2E	・ E-1 ・ E-2		保護層 ・ 設ける ・ 設けない

・ E-1 の工程 3 を行う部位 (・ ※貯水槽、浴槽等常時水に接する部位)
押え金物の材質及び形状寸法 (・ ※アルミニウム製 L-30×15×2.0 (mm) 程度)
屋上排水溝 (・ 適用する (施工範囲 図示)
・ 適用しない

4 改質アスファルトシート防水

防水層の種別

(3. 1. 4) (3. 4. 2、3)

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料		備考
				種類	使用量	
・ M4AS	・ AS-T1 ・ AS-T2 ・ AS-J2			・ 製造所の仕様による	※製造所の仕様による	
・ M3AS ・ POAS	・ AS-T3 ・ AS-T4 ・ AS-J1 ・ AS-J3 (POAS 工法のみ)					脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない
・ M3ASI ・ M4ASI ・ POASI	・ ASI-T1 ・ ASI-J1		改修標仕 3.4.2 (3) (ウ) (種類) ・ (厚さ) ・ 25mm ・ 50mm			脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない 防湿層 ・ 設ける ・ 設けない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標仕表 3. 4. 1 から表 3. 4. 3 による ・

粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標仕表 3. 4. 1 から表 3. 4. 3 による ・

屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
※改質アスファルトシート製造所の指定による ・

押え金物の材質及び形状寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm) 程度 ・ (3. 4. 2)

5 合成高分子ルーフィングシート防水

防水層の種類 (3. 1. 4) (3. 5. 2~4)

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料		備考
				種類	使用量	
・ P0S ・ S4S	・ S-F1		/	・ 製造所の仕様による	・ ※製造所の仕様による	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドリル ・ 設ける ・ 設けない
	・ S-F2					
	・ S-M1					
	・ S-M2					
	・ S-M3					
・ S3S	・ S-F1	・ ・ P C 下地				脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない
	・ S-F2	・ ・ P C 下地				
・ M4S	・ S-M1					脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない
	・ S-M2					
	・ S-M3					
・ P0SI ・ S3SI ・ S4SI ・ M4SI	・ SI-F1		改修標仕 3. 5. 2 (3) (I) (b) による (種類) ・ (厚さ) ・ 25mm ・ 50mm		脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドリル ・ 設ける ・ 設けない	
	・ SI-F2					
	・ SI-M1		改修標仕 3. 5. 2 (3) (I) (a) による (種類) ・ (厚さ) ・ 25mm ・ 50mm			
	・ SI-M2					

・ S-M2 の場合で立上りが接着工法の場合
立上り面のシート厚さ ・ ※1.5mm

・ SI-M1 及び SI-M2 の場合の防湿用フィルム ・ 設置する ・ 設置しない

屋内防水

防水層の種類

種別	施工箇所	保護層		
		平場のモルタル塗り		立上り部の 保護モルタル塗り厚さ
		塗り厚さ	工法	
・ S-C1	・	・	・ 床塗り工法 ・ 下地モルタル塗り	※7mm 以下 ・

床塗りの場合の床の目地

目地割り ・ ※2 m 程度 最大目地間隔 3m 程度

目地の種類 ・ ※押し目地

ルーフィングシートの種類及び厚さ

※改修標仕表 3. 5. 1 から表 3. 5. 3 による ・

絶縁シートの材質

・ ※発泡ポリエチレンシート

固定金具の材質及び寸法形状

※厚さ 0.4mm 以上で防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板及びそれらの片面又は両面に樹脂を積層加工した鋼板

	脱気装置の種類及び設置数量 ※ルーフィングシート製造所の指定による 接着工法の目地処理 PC下地の場合 () PCコンクリート部材の入隅部の増張り (種別S-F1、S I-F1の場合) ・行う (・図示) ・行わない 機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張り付け 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法																																
6 塗膜防水	防水層の種別 (3. 6. 2、3) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工法</th><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">施工箇所</th><th colspan="2">仕上塗料</th><th rowspan="2">備考</th></tr> <tr> <th>種類</th><th>使用量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・POX</td><td>・ ※X-1</td><td></td><td>・ 製造所の 仕様による</td><td>・ ※製造所の 仕様による</td><td>脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレ ・設ける ・設けない</td></tr> <tr> <td>・L4X</td><td>・ ※X-2</td><td></td><td></td><td></td><td>脱気装置 ・設ける ・設けない</td></tr> <tr> <td>・P1Y</td><td>※Y-2 ・</td><td></td><td></td><td></td><td>保護層 ・設ける ・設けない</td></tr> <tr> <td>・P2Y</td><td>※Y-2 ・</td><td></td><td></td><td></td><td>保護層 ・設ける ・設けない</td></tr> </tbody> </table> ウレタンゴム系塗膜防水 X-1 (絶縁工法) の脱気装置の種類及び設置数量 ※主材料製造所の指定による	工法	種別	施工箇所	仕上塗料		備考	種類	使用量	・POX	・ ※X-1		・ 製造所の 仕様による	・ ※製造所の 仕様による	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレ ・設ける ・設けない	・L4X	・ ※X-2				脱気装置 ・設ける ・設けない	・P1Y	※Y-2 ・				保護層 ・設ける ・設けない	・P2Y	※Y-2 ・				保護層 ・設ける ・設けない
工法	種別				施工箇所	仕上塗料		備考																									
		種類	使用量																														
・POX	・ ※X-1		・ 製造所の 仕様による	・ ※製造所の 仕様による	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレ ・設ける ・設けない																												
・L4X	・ ※X-2				脱気装置 ・設ける ・設けない																												
・P1Y	※Y-2 ・				保護層 ・設ける ・設けない																												
・P2Y	※Y-2 ・				保護層 ・設ける ・設けない																												
7 シーリング	シーリング改修工法の種類 (3. 7. 2、3、7、8) ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 ・拡幅シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 ボンドブレイカー張り ・適用する ・適用しない エッジング材張り ・適用する ・適用しない シーリング材の種類、施工箇所 下表以外は、改修標仕表 3. 7. 1 による <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th><th>シーリング材の種類 (記号)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table> シーリング材の目地寸法 ※改修標仕 3. 7. 3 (1) (7) ~ (9) シーリング材の試験 ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験	施工箇所	シーリング材の種類 (記号)																														
施工箇所	シーリング材の種類 (記号)																																

3 防水改修工事	8 とい	といその他の材種 ・配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管 ・ルーフトレン (3. 8. 2、3) ルーフトレンの材種その他 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>材種</th> <th>張掛け幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ろく屋根用（・縦型 ・横型）</td> <td>・</td> <td>・ 100mm 以上 ・ 50mm 以上</td> </tr> <tr> <td>バルコニー用</td> <td>・</td> <td>・ 100mm 以上 ・ 50mm 以上</td> </tr> <tr> <td>バルコニー中継用</td> <td>・</td> <td>・ 100mm 以上 ・ 50mm 以上</td> </tr> </tbody> </table> とい受け金物及び足金物 材種及び形状 ・ ※改修標仕表 3. 8. 2 により溶融亜鉛めっきを行ったもの 多雪地域の軒どいの取付間隔 ・適用する ・適用しない 防露材のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ ・ 既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法 ※図示 ・ 鋼管製といの防露巻き ・ ※改修標仕表 3. 8. 4 による たてどい受金物の取付け ※図示 ・ ルーフトレンの取付け ・ ※改修標準仕様書 3. 8. 3 (8) による	種別	材種	張掛け幅	ろく屋根用（・縦型 ・横型）	・	・ 100mm 以上 ・ 50mm 以上	バルコニー用	・	・ 100mm 以上 ・ 50mm 以上	バルコニー中継用	・	・ 100mm 以上 ・ 50mm 以上
	種別	材種	張掛け幅											
	ろく屋根用（・縦型 ・横型）	・	・ 100mm 以上 ・ 50mm 以上											
バルコニー用	・	・ 100mm 以上 ・ 50mm 以上												
バルコニー中継用	・	・ 100mm 以上 ・ 50mm 以上												
9 アルミウム製笠木	種類 ・オープン形式（・押出 250 形 ・押出 300 形 ・押出 350 形） (3. 9. 2、3) ・板材折曲げ形（・オープン形式 ・シール形式） 本体幅（ ）mm 板厚（※2. 0mm ・ mm） 表面処理 種別（ ）種 既存笠木等の撤去 ・行う（範囲 ・図示 ・ ） ・行わない 下地補修の工法 ※図示 ・ 板材折曲げ形笠木の取付方法 ※図示 ・ 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法等 ※図示 ・													
10 施工票	・屋根防水工事完了後、仕様、施工業者名、完成年月日を記載した施工票を監督員の指示する位置に取り付ける。 <table border="1"> <tr> <td>仕 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>完 成 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施 工 者</td> <td></td> </tr> </table> 施工表は、縦 85mm、横 125mm 程度とする。	仕 様		完 成 年 月 日		施 工 者								
仕 様														
完 成 年 月 日														
施 工 者														

4 外壁改修工事（コンクリート打放し仕上げ外壁改修）	1 ひび割れ部改修	・樹脂注入工法 (4. 1. 4) (4. 2. 2) (4. 3. 4～6)											
		<table><tr><th>工法の種類</th><th>ひび割れ幅 (mm)</th><th>注入口間隔 (mm)</th><th>注入量 (mL/m)</th></tr><tr><td>※自動式低圧工法 ・樹脂注入工法</td><td>・0.2以上～1.0以下 ・</td><td>・ ※200～300</td><td>・ ・</td></tr><tr><td>・手動式工法 ・樹脂注入工法 ・機械式工法 ・樹脂注入工法</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr></table> エポキシ樹脂 ・低粘度形 ・中粘度形 注入状況の確認方法 ・ ※コアの抜き取りを行う 抜き取り個数 ・ ※長さ 500m ごと及びその端数につき 1 個 抜き取り部の補修方法 ※図示 ・ ・Uカットシーリング材充填工法 ・シーリング材 充填材料 ※ 1 成分形又は 2 成分形ポリウレタン系 ・ ポリマーセメントモルタルの充填 ・行う ・行わない ・シール工法 ・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂	工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (mL/m)	※自動式低圧工法 ・樹脂注入工法	・0.2以上～1.0以下 ・	・ ※200～300	・ ・	・手動式工法 ・樹脂注入工法 ・機械式工法 ・樹脂注入工法	・	・
工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (mL/m)										
※自動式低圧工法 ・樹脂注入工法	・0.2以上～1.0以下 ・	・ ※200～300	・ ・										
・手動式工法 ・樹脂注入工法 ・機械式工法 ・樹脂注入工法	・	・	・										
	2 欠損部改修工法	※充填工法 (4. 1. 4) (4. 2. 2) (4. 3. 7) ・エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル ・											
4 外壁改修工事（モルタル塗り仕上げ外壁改修）	1 ひび割れ部改修工法	・樹脂注入工法 (4. 1. 4) (4. 2. 2) (4. 4. 5～7)											
		<table><tr><th>工法の種類</th><th>ひび割れ幅 (mm)</th><th>注入口間隔 (mm)</th><th>注入量 (mL/m)</th></tr><tr><td>※自動式低圧工法 ・樹脂注入工法</td><td>・0.2以上～1.0以下 ・</td><td>・ ※200～300</td><td>・ ・</td></tr><tr><td>・手動式工法 ・樹脂注入工法 ・機械式工法 ・樹脂注入工法</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr></table> エポキシ樹脂 ・低粘度形 ・中粘度形 注入状況の確認方法 ・ ※コアの抜き取りを行う 抜き取り個数 ・ ※長さ 500m ごと及びその端数につき 1 個 抜き取り部の補修方法 ※図示 ・ ・Uカットシーリング材充填工法 ・シーリング材 充填材料 ※ 1 成分形又は 2 成分形ポリウレタン系 ・ ポリマーセメントモルタルの充填 ・行う ・行わない ・可とう性エポキシ樹脂 ・シール工法 ・パテ状エポキシ樹脂 ・可とう性エポキシ樹脂	工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (mL/m)	※自動式低圧工法 ・樹脂注入工法	・0.2以上～1.0以下 ・	・ ※200～300	・ ・	・手動式工法 ・樹脂注入工法 ・機械式工法 ・樹脂注入工法	・	・
工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (mL/m)										
※自動式低圧工法 ・樹脂注入工法	・0.2以上～1.0以下 ・	・ ※200～300	・ ・										
・手動式工法 ・樹脂注入工法 ・機械式工法 ・樹脂注入工法	・	・	・										
	2 欠損部改修工法	・充填工法 (4. 1. 4) (4. 2. 2) (4. 4. 8) ・エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル											
		・モルタル塗換え工法 (4. 1. 4) (4. 2. 2) (4. 4. 9) 既製目地材 ・使用する（形状 ） ・使用しない 仕上厚又は全塗厚が 25mm を超える場合の処置 ※図示 ・											

3	浮き部改修工法	(4. 1. 4) (4. 2. 2) (4. 4. 10～15)					
		工法	アンカーピンの 本数(本/㎡)		注入口の箇所数 (箇所/㎡)		注入量 (mL/箇所)
			一般部	指定部	一般部	指定部	
		・ アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	・ ※16	・ ※25	—	—	・ ※25
		・ アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	・ ※13	・ ※20	・ ※12	・ ※20	・ ※25
		・ アンカーピンニング 全面 [※] リマーセメントスラリー注入工法	・ ※13	・ ※20	・ ※12	・ ※20	・ ※50
		・ 注入口付アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	・ ※9	・ ※16	—	—	・ ※25
		・ 注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	・ ※9	・ ※16	・ ※9	・ ※16	・ ※25
		・ 注入口付アンカーピンニング 全面 [※] リマーセメントスラリー注入工法	・ ※9	・ ※16	・ ※9	・ ※16	・ ※50
		・ 充填工法	—	—	—	—	—
		・ モルタル塗替え工法	—	—	—	—	—
アンカーピン ※ステンレス鋼（SUS304）呼び径 4mm の丸棒で全ネジ切り加工をしたもの ・ 注入口付きアンカーピン ※ステンレス鋼（SUS304）呼び径外径 6mm 程度 充填工法 ・ エポキシ樹脂モルタル ・ ポリマーセメントモルタル モルタル塗換え工法 (4. 2. 2) (4. 4. 9) 材料 ・ 現場調合材料 ・ 既調合材料（ 既製目地材 ・ 使用する（形状 ） ・ 使用しない 仕上厚又は全塗厚が 25mm を超える場合の処置 ※図示 ・							
4	1 ひび割れ部改修工法	(4. 1. 4) (4. 2. 2) (4. 5. 5、6)					
		・ 樹脂注入工法					
		工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (mL/m)		
		※自動式低圧 [※] 樹脂注入工法	・ 0.2以上～1.0以下 ・	・ ※200～300	・ ・		
		・ 手動式 [※] 樹脂注入工法	・	・	・		
		・ 機械式 [※] 樹脂注入工法					
		エポキシ樹脂 ・ 低粘度形（ひび割れ幅 0.5mm 未満） ・ 中粘度形（ひび割れ幅 0.5mm 以上） 注入状況の確認 ・ ※コアの抜き取りを行う 抜き取り箇所 ・ ※長さ 500m ごと及びその端数につき 1 個 抜き取り部の補方法 ※図示 ・					
		・ Uカットシーリング材充填工法					
		・ シーリング材 充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系 ・ ポリマーセメントモルタルの充填 ・ 行う ・ 行わない ・ 可とう性エポキシ樹脂					

4
外壁改修工事
(タイル張り仕上げ外壁改修)

2 欠損部改修工法

(4. 1. 4) (4. 2. 2) (4. 5. 7、8)

- ・タイル部分張替え工法
接着材の種類
 - ・ポリマーセメント
 - ・JIS A 5557 による一液反応硬化形変成シリコン樹脂系
- ・タイル張替え工法
張替え用材料
 - ・JIS A 5557 による一液反応硬化形変成シリコン樹脂系
 - ・貼付けモルタル（・現場調合材料 ・既製調合モルタル）

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地位置

- ※改修標仕表 4. 5. 1 による

タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験

- ・ 行う

4 外壁改修工事 (タイル張り仕上げ外壁改修)		・タイル張替え工法 張替え用材料 ・JIS A 5557 による一液反応硬化形変成シリコン樹脂系 ・貼付けモルタル（・現場調合材料 ・既製調合モルタル） 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地位置 ※改修標仕表 4.5.1 による ・ タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験													
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

4	外壁改修工事（塗り仕上げ外壁等改修）	新規仕上塗材の種類			
		種類	呼び名	防火材料	仕上げるの形状及び工法等
		・ 薄付け 仕上塗材	・ 外装薄塗材Si	・	・ 砂壁状 ・ ゆず肌状（・ 吹付け・ローラー塗り） ・ さざ波状 ・ 平たん状 ・ 凹凸状（・ 吹付け・こて塗り） ・ 着色骨材砂壁状（・ 吹付け・こて塗り）
			・ 可とう形外装薄塗材Si	・	
			・ 外装薄塗材E	・	
			・ 可とう形外装薄塗材E	・	
			・ 防水形外装薄塗材E	・	
			・ 外装薄塗材S	・	
		・ 厚付け 仕上塗材	・ 外装厚塗材C	・	・ 吹放し ・ 凹凸状 上塗材 ・ 凸部処理 ・ ひき起こし ・ 適用する ・ 平たん状 ・ かき落とし ・ 適用しない
			・ 外装厚塗材Si	・	
・ 外装厚塗材E	・				
・ 複層仕 上塗材	・ 複層塗材CE	・	・ ゆず肌状 耐候性 上塗材 ・ 凸部処理 ※耐候形3種 ・ 溶媒 ※水系 樹脂 ・アクリル系 外観 ※つやあり ・ つやなし ・ メタリック		
	・ 複層塗材Si	・			
	・ 複層塗材E	・			
	・ 複層塗材RE	・			
	・ 可とう形複層塗材CE	・			
	・ 防水形複層塗材CE	・			
	・ 防水形複層塗材E	・			
	・ 防水形複層塗材RE	・			
	（削除）	（削除）			
・ 可とう 形改修用 仕上塗材	・ 可とう形改修塗材E	・	・ 平たん状 耐候性 上塗材 ・ さざ波状 ※耐候形3種 ・ 溶媒 ※水系 樹脂 ・アクリル系 外観 ※つやあり ・ つやなし ・ メタリック		
	・ 可とう形改修塗材RE	・			
	・ 可とう形改修塗材CE	・			
4	マスチック塗材塗り	(4. 1. 5) (4. 7. 2)			
5	外壁用塗膜防水材塗り	(4. 1. 5) (4. 2. 2) (4. 8. 2)			
外壁用塗膜防水塗り					
仕上げるの形状		・	工法	・	
外壁用仕上塗材の耐候性		・	※JIS A 6909 の耐候性1種相当		
下地挙動緩衝材の適用		・ 適用する	・ 適用しない		
吹付工法の模様材の種類		・			
外壁用仕上塗材の種類		・ 所要量	kg/m ²		
		・ 所要量	kg/m ²		
5	建具改修工事	1 改修工法	(5. 1. 3)		
		・ かぶせ工法 ・ 撤去工法 新規に建具を設ける場合 壁部分の開口の開け方 ※図示 新規建具周囲の補修方法及び範囲 ※図示			
		2 防火戸	(5. 1. 4)		
		・ 適用する 適用箇所（・ 建具表による） ・ 適用しない ヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動 ・ 連動させる（・ 建具表による） ・ 連動させない			
3 見本の製作等	(5. 1. 5)				
建具見本の製作		・ 行う（建具符号：） ・ 行わない			
建具見本の程度		・ 工事に使用するものとして、あらかじめ製作する ・ 納まり等が分かる程度のもの			
特殊な建具の仮組		・ 行う（建具符号：） ・ 行わない			
4	防犯建物部品	(5. 1. 7)			
・ 適用する 適用箇所（・ 建具表による）					
・ 適用しない					

5

建具改修工事

5

アルミニウム製建具

性能等級

(5. 2. 2～5)

外部に面する建具

・ A 種（建具符号：・ 建具表による

・ B 種（建具符号：・ 建具表による

・ C 種（建具符号：・ 建具表による

枠の見込み寸法

・ 建具表による

防音ドア・防音サッシ

遮音性の等級（・

断熱ドア・断熱サッシ

断熱性の等級（・

耐震ドア

面内変形追随性の等級（・

表面処理

外部に面する建具

・ B B－1 種

・ B B－2 種

着色（・ アンバー

・ ブロンズ・ブラック系

・ ステンカラー）

屋内の建具

・ B C－1 種

・ B C－2 種

着色（・ アンバー

・ ブロンズ・ブラック系

・ ステンカラー）

ステンレス鋼板

※SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1

結露水の処理方法

・ 図示

水切り板、ぜん板

・ 図示

網戸等

種類	材種	線径	編目
防虫網	※合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス（SUS316）製	・ ※0. 25mm 以上	・ ※16～18 メッシュ

6

樹脂製建具

性能等級

(5. 2. 2) (5. 3. 2～5)

外部に面する建具

・ A 種（建具符号：・ 建具表による

・ B 種（建具符号：・ 建具表による

・ C 種（建具符号：・ 建具表による

枠の見込み寸法

・ 建具表による

防音ドア・防音サッシ

遮音性の等級（・ T－1

・ T－2

断熱ドア・断熱サッシ

断熱性の等級（・ H－4

・ H－5

・ H－6

表面色

※標準色

・ 特注色

水切り板、ぜん板

・ 図示

ガラス

※複層ガラス

7

鋼製建具

性能等級

(5. 2. 2) (5. 4. 2～5)

簡易気密型ドアセット

・ 適用する（建具符号：・ 建具表による

・ 適用しない

外部に面する建具の耐風圧性

・ S－4（建具符号：・ 建具表による

・ S－5（建具符号：・ 建具表による

・ S－6（建具符号：・ 建具表による

防音ドア・防音サッシ

遮音性の等級（・

断熱ドア・断熱サッシ

断熱性の等級（・

耐震ドア

面内変形追随性の等級（・

ステンレス鋼板

※SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1

5 建具 改修 工事	8 鋼製軽量建具	(5. 2. 2) (5. 5. 2～4)
	性能等級 簡易気密型ドアセット ・適用する（建具符号：・建具表による ・ ） ・適用しない 防音ドア・防音サッシ 遮音性の等級（・ ） 断熱ドア・断熱サッシ 断熱性の等級（・ ） 耐震ドア 面内変形追随性の等級（・ ） 鋼板の種類 ・亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板 鋼板の厚さ ・ mm ※改修標仕表 5.5.1 による ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1 ・ 召合せ、縦小口包み板等の材質 ※鋼板 ・	
	9 ステンレス製建具	(5. 2. 2) (5. 4. 2) (5. 6. 2～5)
	性能等級 簡易気密型ドアセット ・適用する（建具符号：・建具表による ・ ） ・適用しない 外部に面する建具の耐風圧性 ・S－4（建具符号：・建具表による ・ ） ・S－5（建具符号：・建具表による ・ ） ・S－6（建具符号：・建具表による ・ ） 防音ドア・防音サッシ 遮音性の等級（・ ） 断熱ドア・断熱サッシ 断熱性の等級（・ ） 耐震ドア 面内変形追随性の等級（・ ） ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1 ・ 表面の仕上げ ※H L 仕上げ ・鏡面仕上げ ・アクリル樹脂エナル焼き付け 鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ	
	10 建具金物	(5. 7. 1～4)
	金物の種類及び見え掛り部の材質等 ※改修標仕表 5.7.1 による ・ 金属製建具用丁番の枚数及び大きさ ※改修標仕表 5.7.2 による ・ 樹脂製建具用丁番の枚数及び大きさ ※改修標仕表 5.7.3 による ・ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置 ・建具表による ・ 鍵 マスターキー ・製作しない ・製作する（製作範囲 ） ・既存のマスターキーに合わせる その他の鍵 ※各室3本1組 ・ 鍵箱 ・有 ・無	
	11 自動ドア開閉装置	(5. 8. 2、3)
	引き戸用駆動装置 性能値 ※改修標仕表 5.8.1 による ・ 多機能トル出入口引き戸用駆動装置 性能値 ※改修標仕表 5.8.2 による ・ 引き戸用検出装置 性能値 ※改修標仕表 5.8.3 による ・ 戸の開閉方式 ・建具表による 引き戸検出装置の種類 ※改修標仕表 5.8.4 による ・ 凍結防止措置 ・適用する（適用箇所は建具表による） ・適用しない	

5

建具改修工事

12 木製建具

建具材の含水率 ・ A種 ※B種 ・ C種 建築標仕 (16. 7. 2)
表面材の合板及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ 第三種
かまち戸 かまち樹種 () 鏡板樹種 () (16. 7. 2～4)
見込み寸法 ・ 建具表による ※36mm
ふすま 張りの種別 ・ I 型 ・ II 型 建築標仕 (16. 7. 2～4)
上張り (押入れ等の裏側以外) ・ 鳥の子 ・ 新鳥の子程度又はビニル紙程度
縁仕上げ ・ 塗り縁 ・ 生地縁 (素地) ・ 生地縁 (ウレタンクリアー塗装)
見込み寸法 ・ 建具表による ※19. 5mm
戸ふすま 見込み寸法 ・ 建具表による ※30mm
紙張り障子 見込み寸法 ・ 建具表による ※30mm
枠及びくつずりの材料 ・ 建具表による
フラッシュ戸 建築標仕 (16. 7. 3)

合板の種類	規格等	表面材の厚さ (mm)
普通合板	表面の樹種	
	生地、透明塗料塗り (・ ※ウツ合板程度) 不透明塗料塗り (・ ※しな合板程度)	※2. 5 以上 ・
天然木化粧合板	樹種 ()	※3. 2 以上 ・
特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 (・ オーバーレイ ・ プリント ・ 塗装)	※2. 4 以上 ・

13 自閉式上吊引戸装置

性能 ※改修標準仕様書表 5. 9. 1 による (5. 9. 3)

14 重量シャッター

(5. 10. 2、3)
種類 ・ 管理用シャッター 耐風圧強度 () N/m²
・ 外壁用防火シャッター 耐風圧強度 () N/m²
・ 屋内用防火シャッター
・ 防煙シャッター
開閉方式による種類 ※上部電動式 (手動併用) ・ 上部手動式
二重チェーン、急降下制動装置、急降下停止装置を設けた電動シャッターの設置箇所 ※図示による
障害物感知装置を設けた電動シャッターの設置箇所 ※図示による
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構
・ 設ける (設置箇所 ※図示による) ・ 設けない

シャッターケース (防火、防煙以外の場合) ・ 設ける ・ 設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類 ・ 溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3302)
・ 塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3312)
めっきの付着量 ※Z12 又は F12 ・

15 軽量シャッター

(5. 11. 2～4)
開閉形式 ※手動式 ・ 上部電動式 (手動併用式)
耐風圧強度 () N/m²
障害物感知装置を設けた電動シャッターの設置箇所 ※図示による
スラットの材質 ・ 塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3312)
めっきの付着量 (※Z06 又は F06 ・)
・ 塗装溶融 55%アルミニウム亜鉛合金めっき鋼板 (JIS G 3322)
めっきの付着量 (※AZ90 ・)
スラット形状 ・ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形

16 オーバーヘッドドア

(5. 12. 2～3)

セクション材料による区分	耐風圧区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材料
※スチールタイプ	・ 125	※バランス式	・ スタンダード形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板 (・ ※SUS304、SUS430 J1L 又は SUS443J1)
・ アルミニウムタイプ	・ 100	・ チェーン式	・ ローヘッド形	
・ ファイバーグラスタイプ	・ 75	・ 電動式	・ ハイリフト形	
	・ 50		・ バーチカル形	

5

建具改修工事

17 ガラス

(5. 13. 2～4)

・フロート板ガラス

品種及び厚さの呼びによる種類

・建具表による

・型板ガラス

厚さによる種類

・建具表による

・網入板ガラス及び線入板ガラス

網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類

・建具表による

・合わせガラス

材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びにガラスの合計厚さによる種類

・建具表による

形状による種類

・平面合わせガラス

・曲面合わせガラス

落球衝撃はく離特性並びにショットバック衝撃特性による種類

・Ⅰ類

・Ⅱ類-1

・Ⅱ類-2

・Ⅲ類

・強化ガラス

形状による種類及び材料板ガラスの種類による名称

・建具表による

破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類

・Ⅰ類

・Ⅲ類

・熱線吸収板ガラス

板ガラスによる種類及び厚さによる種類

・建具表による

性能による種類

・1類

・2類

・複層ガラス

材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ

・建具表による

断熱性による区分

・T1

・T2

・T3

・T4

・T5

・T6

日射取得性、日射遮へい性による区分

・G

・S

乾燥気体の種類

・空気

・アルゴン

・熱線反射ガラス

板ガラスによる種類及び厚さによる種類

・建具表による

日射遮へい性による区分

・1種

・2種

・3種

耐久性による区分（日射熱遮へい性による区分が2種の場合）

・A種

・B種

映像調整

・行う

・行わない

・倍強度ガラス

材料板ガラスの種類及び厚さによる種類

・建具表による

ガラス留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ
アルミニウム製	・シーリング材 ・ガasket ・グレイジングチャンネル形 ・	・図示 ※建具製造所の仕様による
鋼製及び鋼製軽量 ステンレス製	・シーリング材 ・	・図示 ※建具製造所の仕様による

5

建具改修工事

18

ガラスブロック

5

13

5

5

13

5

表面形状	呼び寸法 (mm)	厚さ (mm)	色調		目地幅 (mm)		伸縮調整目地 (mm)
			クリア	乳白	平積み	曲面積み	
正方形	・125×125	80	・	・	※8～15 ・15～25 ・	外側 ※15 以下 ・ 内側 ※6 以上 ・	※6m 以下ごとに幅 10～25 ・図示 ・
	・160×160	・95 ・125	・	・			
	・200×200	・95 ・125	・	・			
	・320×320	95	・	・			
長方形	・250×125	80	・	・			
	・320×160	95	・	・			

壁用金属枠及び補強材・形状 ・図示

力骨 材質 ※ステンレス鋼（SUS304） ・
 寸法 ※径 5.5mm ・
 形状 ※はしご形状複筋及び単筋 ・
化粧目地モルタルの色 （ ）
金属製化粧カバー 材質 ・ステンレス製 ・アルミニウム製
 寸法 ・図示 ・
 形状 ・図示 ・
工法
 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 （ ）
目地部の横力骨の納まり
 ※ガラスブロック製造所の仕様による ・図示 ・

6

内装改修工事

1

改修範囲

6

1

3

既存間仕切り壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
 ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
 ※壁面より両側 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示
既存天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修
 ※既存のまま ・図示

2

既存床の撤去並びに下地補修

6

2

2

ビニル床シート等の除去
 ※仕上げ材のみ（接着剤とも）
 ・下地モルタルとも （・図示の範囲 ・撤去範囲全て）
合成樹脂塗り床の除去方法 ・機械的除去工法 ・目荒し工法
改修後の床の清掃範囲 ・当該室全体 ・図示の範囲

3

既存壁の撤去及び下地補修

6

3

2

間仕切り壁撤去に伴う他の構造体の補修
※改修標仕 4.4.9 によるモルタル塗り
 （塗り厚 25mm を超える場合の補強 ・行う ・行わない）
 ・図示

4

木下地等の表面仕上げ

6

5

1

表面仕上げの種別		適用箇所	
機械加工	・ A 種	・	
	・ B 種	・	
	・ C 種	・	
手加工	・ H-A 種	・	
	・ H-B 種	・	
	・ H-C 種	・	

6

内装改修工事

5 製材

・「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材

(6. 5. 2)

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	形状	含水率	保存処理の方法
			※2級 ・		※A種 ・B種	
			※2級 ・		※A種 ・B種	

・「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	形状	含水率	保存処理の方法
見え掛り面			※上小節 ・		※A種 ・B種	
見え掛り面以外			※上小節 ・		※A種 ・B種	
			※上小節 ・		※A種 ・B種	

・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	等級	形状	含水率	保存処理の方法
			※1級 ・		・A種 ・B種 ※10%以下	
			※1級 ・		・A種 ・B種 ※10%以下	
			※1級 ・		・A種 ・B種 ※10%以下	

・「製材の日本農林規格」以外の製材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	材面の品質	防虫処理	含水率
			(造作材の場合 (※A種 ・B種)	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種 ・
			(造作材の場合 (※A種 ・B種)	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種 ・
			(造作材の場合 (※A種 ・B種)	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種 ・

6 造作用集成材

※F☆☆☆☆ ・

・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	見付け材面数	見付け材面の品質
				※1等 ・2等
				※1等 ・2等

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の 厚さ (mm)	見付け材面数	見付け材面の品質
	化粧薄板： 芯材：				※1等 ・2等
	化粧薄板： 芯材：				※1等 ・2等

25

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の 厚さ (mm)	見付け材面の 品質
	化粧薄板： 芯材：			
	化粧薄板： 芯材：			

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	見付け材面の 品質	含水率
				※15%以下 ・
				※15%以下 ・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の 厚さ (mm)	見付け材面の 品質	含水率
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成柱

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の 厚さ (mm)	見付け材面の 品質	含水率
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・

7 造作用単板積層材

ホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆

(6. 5. 2)

・「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

施工箇所	厚さ (mm)	表面の化粧加工	防虫処理
		・有 (加工：・天然木化粧加工 ・塗装加工)	・適用する ・適用しない
		・無（等級：）	
		・有 (加工：・天然木化粧加工 ・塗装加工)	・適用する ・適用しない
		・無（等級：）	

・「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ (mm)	表面の化粧加工	含水率	防虫処理
		・有 (加工：・天然木化粧加工 ・塗装加工)	※14%以下 ・	・適用する ・適用しない
		・無（等級：）		
		・有 (加工：・天然木化粧加工 ・塗装加工)	※14%以下 ・	・適用する ・適用しない
		・無（等級：）		

8 床張り用合板等

ホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆

(6. 5. 2)

・普通合板

施工箇所	厚さ (mm)	単板の 樹種名	接着の 程度	板面の品質	防虫処理
	※5.5 ・		※1類 ・2類	広葉樹 ※2等以上 ・1等 針葉樹 ※C-D以上 ・	・適用する ・適用しない
	・		・1類 ・2類	・	・適用する ・適用しない

・構造用合板

施工箇所	等級	単板の 樹種名	接着の 程度	板面の 品質	厚さ (mm)	防虫 処理	強度 等級
	※2級 以上 ・1級		※1類 ・特類	※C-D以上 ・	※12 ・	・適用する ・適用しない	・適用する () ・適用しない
	※2級 以上 ・1級		※1類 ・特類	※C-D以上 ・	※12 ・	・適用する ・適用しない	・適用する () ・適用しない

・パーティクルボード

施工箇所	表裏面の状態 による区分	曲げ強さに よる区分	耐水性に よる区分	難燃性に よる区分	厚さ (mm)
		※13タイプ	※P又はM ・		※15 ・
		・			・

・構造用パネル

施工箇所	等級	厚さ (mm)
	・1級 ・2級 ・3級 ・4級	・
	・1級 ・2級 ・3級 ・4級	・

・MDF

施工箇所	厚さ (mm)	表裏上の状態 による区分	曲げ強さに よる区分	接着剤に よる区分	難燃性に よる区分
			・		

9 接着剤

(6. 5. 3、4) (6. 8. 2) (6. 9. 3) (6. 11. 4、5)

ホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆

施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地の場合の接着剤の種別
・図示

6
内装改修工事

10 防腐、防蟻処理

(6. 5. 5)

・ 防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材
適用部位：()

・ 薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部位	保存処理性能区分
	・ K 2 ・ K 3 ・ K 4
	・ K 2 ・ K 3 ・ K 4

・ 薬剤の塗布による防腐・防蟻処理

適用部位	処理の方法	薬剤の種類
	※改修標仕 6. 5. 5 (1) (b) ⑦～Ⅰによる ・	※JIS K 1571 に適合又は同等品
	・	

・ 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理
適用部位：()

11 軽量鉄骨天井下地

(6. 6. 2)

野縁等の種類

屋内 ※ 1 9 形 ・ 2 5 形 屋外 ・ 1 9 形 ※ 2 5 形

・ 屋外の軒天井、ピロティ天井等
工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ()
野縁受、吊りボルトおよびインサートの間隔
・ 図示 ・
周辺部の端からの間隔 ・ 図示 ・
野縁の間隔 ・ 図示 ・

インサート (6. 6. 4)

・ 既存埋込インサート ・ 使用する ・ 使用しない

あと施工アンカーの確認試験

・ 行う (試験箇所数 ・ 箇所 ※ 屋内の場合、当該階において 3 箇所)
(確認強度 ・ N
※吊りボルト受け等の間隔が 900mm 程度以下かつ天井面積構成部材等の単位面積あたりの質量が 20kg/㎡以内の天井の場合は 400N 程度)

・ 行わない

・ 吊りボルトの間隔が 900mm を超える場合 補強方法 ※図示 ・
・ 天井のふところが 1. 5m 以上 3. 0m の場合 補強方法 ※改修標仕 6. 6. 4 (8) (7) (1) による
・
・ 天井のふところが 3. 0m を超える場合 補強方法 ※図示
・ 天井下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所 ※図示
補強方法 ※図示

12 軽量鉄骨壁下地

(6. 7. 3、4)

スタッド、ランナーの種類

※改修標仕表 6. 7. 1 によるスタッドの高さによる区分に応じた種類
・

スタッドの高さが 5. 0m を超える場合 ※図示 ・
出入口及びこれに準じる開口部の補強 ※改修標仕 6. 7. 4 (5) による

13 ビニル床シート

(6. 8. 2、3)

種類の 記号	施工箇所	色柄	特殊機能	厚さ (mm)	備考
※FS ・		・ 無地 ・ マーブル柄	・ 帯電防止 ・ 耐動荷重性	※2. 0 ・	
・		・ 無地 ・ 柄物	・ 防滑性 ・ 耐薬品性		

目地処理する場合の工法 ・ ※溶接工法

14 ビニル床タイル張り

(6. 8. 2)

種類の 記号	施工箇所	色柄	寸法 (mm)	特殊機能	厚さ (mm)	備考
・ TT ・ FT ※KT ・ FOA ・ FOB		・ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 ・ 450×450 ・ 500×500 ・	・ 帯電防止 ・ 防滑性 ・ 視覚障害者用	・ 2.0 ・ 2.5 ・ 3.0	

15 ビニル幅木

材質の種類 ※軟質 ・ 硬質
厚さ (mm) ※1.5 以上 ・
高さ (mm) ※60 ・ 75 ・ 100

(6. 8. 2)

16 ゴム床タイル

種類 ・ 単層品 ・ 積層品
色柄 (

6
内装改修工事

タイルカーペットの敷き方
平場 ・ 模様流し ・ ※市松敷き
階段部分 ・ 市松敷き ・ ※模様流し
見切り、押え金物
材質 ()
種類 ()
形状等 ・ ※図示

18 合成樹脂塗床

(6. 10. 2、3)

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・ 厚膜型塗床材 弾性ウレタン 樹脂系塗床			※平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ
・ 厚膜型塗床材 エポキシ樹脂 系塗床		・ 薄膜流しのペ工法 ・ 厚膜流しのペ工法 ・ 樹脂モルタル工法	・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ
・ 薄塗型塗床材			※平滑仕上げ

塗料のホルムアルデヒド放散量 ・ ※F☆☆☆☆

19 フローリング張り

(6. 11. 2～6)

種 類		工 法	樹種	大きさ等
単 層	・ フローリング ボード1等	・ 釘留め工法（根太張り） ・ 釘留め工法（直張り） ・ 接着工法	※なら ・ ・	改修標仕 表 6. 11. 2、 表 6. 11. 5 による
	・ フローリング ブロック1等	※接着工法		・
複 合	・ 複合 フローリング	・ 釘留め工法（根太張り） ・ 釘留め工法（直張り）		・ A 種 ・ B 種 ・ C 種
		・ 接着工法		

フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆
接着工法の場合の裏面緩衝材 ※合成樹脂発泡シート ・

現場塗装仕上げ ・ 適用する ・ オイルステンの上、ワックス塗り
・ 生地そのままワックス塗り
※ウレタン樹脂ワニス塗り
・ 適用しない

20 畳敷き

(6. 12. 2)

畳の種類 ・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種（畳床・KT-Ⅰ・KT-Ⅱ・KT-Ⅲ・KT-K ・ KT-N）
下地の種類
・ 標準仕様書 表 12. 6. 1 による床組
・ ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン）
・

21 せっこうボードその他ボード及び合板張り

(6. 13. 2、3)

種類	JIS の 記号	厚さ (mm)、規格等
・硬質木毛セメント板	HW	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・
・中質木毛セメント板	MW	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・
・普通木毛セメント板	NW	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・
・硬質木片セメント板	HF	・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 21
・普通木片セメント板	NF	・ 30 ・
・けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	タイプ 2 (無石綿) ・ 6 ・ 8
・ロックウール化粧吸音板	DR	・フラットタイプ (・ 9 (不燃) ・ 12 (不燃) ・) ・凹凸タイプ (・ 12 (不燃) ・ 15 (不燃) ・)
・ロックウール吸音ボード 1号	RW-B	・ 25 ・
・グラスウール吸音ボード 32K	GW-B	・ 25 (ガラスクロス包)
・せっこうボード	GB-R	・ 12.5 (不燃) ・ 15 (不燃) ・
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5 (不燃) ・化粧無 (下地張り用) ・化粧有 (トラバーチン模様)
・シーゾングせっこうボード	GB-S	12.5 (・不燃・準不燃)
・強化せっこうボード	GB-F	・ 12.5 (不燃) ・ 15 (不燃)
・せっこうラスボード	GB-L	9.5
・化粧せっこうボード (木目)	GB-D	12.5 (不燃) 幅 440mm 程度 模様 (・ 柾目 ・ 板目) 専用下地材有り
・化粧せっこうボード (トラバーチン模様)	GB-D	9.5 (準不燃)
・普通合板		表面の樹種 ・生地そのまま又は透明塗料塗り (※ラフ程度 ・) ・不透明塗料塗り (※しな程度 ・) 板面の品質 () 厚さ (mm) () 接着の程度 (・ 1 類 ・ 2 類) ・防虫処理
・天然木化粧合板		化粧板の樹種名 () 接着の程度 (・ 1 類 ・ 2 類) 厚さ (mm) () ・防虫処理
・特殊加工化粧合板		化粧加工の方法 (・オーバーレイ ・ プリント ・ 塗装) 表面性能 () タイプ 接着の程度 (・ 1 類 ・ 2 類) 厚さ (mm) () ・防虫処理
・メラニン樹脂化粧板		JIS K 6903 による 厚さ (・ ※1.2)
・ポリエステル樹脂化粧板		
・ミディアムデンシティファイバーボード	MDF	・ 3 ・ 7 ・ 9 ・ 12 ・
・単板張りパーテュルボード		・無研磨板 ・ 研磨板 ・ 10 ・ 12 ・ 15 ・ 18
・化粧パーテュルボード		・単板オーバーレイ ・ 塗装 ・プラスチックオーバーレイ ・ 10 (難燃) ・ 12 (難燃) ・
・ハートボード (素地)	HB	・無研磨板 (スタンダード ・ テンハート) ・研磨板 (スタンダード ・ テンハート)

・ハートボード（化粧）		・内装用 ・2.5 ・外装用 ・3.5 ・5 ・7
・インシュレーションボード	IB	A級（・天井仕上げ ・内装仕上げ ・9 ・12 ・15 ・18

せっこうボード等の下地は図示による。

遮音シール材

- ・適用する（・シーリング材
・ジョイントコンパウンド）
- ・適用しない

合板類、MDF、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量

※F☆☆☆☆

合板類の張付け ※B種
・A種

せっこうボードの目地工法
・仕上げ表による

22 壁紙張り

(6. 14. 2、3)

ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆

施工箇所	壁紙の種類					防火性能	備考 (参考 品番)
	紙	繊維	プラスチック	無機質	その他		
	・	・	・	・	・	・準不燃 ・難燃 ※不燃	
	・	・	・	・	・	・準不燃 ・難燃 ※不燃	
	・	・	・	・	・	・準不燃 ・難燃 ※不燃	

モルタル・プラスター面の下地調整の種別 ※RB種

コンクリート面の下地調整の種別 ※RB種

せっこうボード面の下地調整の種別 ※RB種

23 モルタル塗り

(6. 15. 3、5、6)

モルタル
・現場調合材料
（セメントは改修特記仕様書8-2 コンクリート工事による）

既製目地材
・既調合材料（
・設ける 施工箇所（
形状（※図示
・設けない

床目地
・設ける（工法
（目地割り
（最大目地間隔
※押し目地）
※2 m程度）
※3m 程度）
・設けない

壁面の仕上げ厚又は塗り厚が25mmを超える場合の下地処理

24 タイル張り

(6. 16. 2~4)

伸縮調整目地の位置
床タイル（※縦、横とも4m以内ごと
・図示
床タイル以外（・図示
・図示

伸縮調整目地のシーリング材、目地寸法は改修特記仕様書3章による

・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り

タイルの形状、寸法

施工箇所	形状寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	備考 (参考 品番)
		I類	II類	III類	艶あり	艶なし	有	無	標準	特注	有	無		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする

試験張り
・行う
・行わない

見本焼き
・行う
・行わない

6

内装改修工事

・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
タイルの形状、寸法

施工箇所	形状寸法 (mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	備考 (参考品番)
		I類	II類	III類	施す	無	有	無	標準	特注	有	無		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り ・行う ・行わない
見本焼き ・行う ・行わない

内装タイル接着剤張りに使用する有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆ ・

25 セルフベリング材塗り

(6. 17. 2、3)

種類及び品質 ・セメント系 ・せっこう系
標準塗厚 (mm)

7

塗装改修工事

1 材料

(7. 1. 3)

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆ ・

防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・次の箇所を除き防火材料とする。
(箇所：)

2 下地調整

(7. 2. 1～7)

塗替えRB種の場合の既存塗膜の除去範囲
・図示 ・ ※塗替え面積の30%
既存錆止め塗料の鉛含有調査 ・行う（ 箇所） ・行わない

下地面の種類	下地調整の種別		ひび割れ部の補修
	塗替え	新規	
木部	・ ※RB種	・ RA種・RB種	
鉄鋼面	・ ※RB種	RA種	
亜鉛めっき鋼面	・ ※RB種	RA種	
亜鉛メッキ鋼面（鋼製建具等）	・ ※RB種	RC種	
モルタル面、プラスター面	・ ※RB種	・ RA種・RB種	・ 行う ・ 行わない
コンクリート面(DP 以外)、ALCパネル面	・ ※RB種	RA種	・ 行う ・ 行わない
押出成形セメント板面	・ RA種・RB種 ・ RC種	・ RA種・RB種	・ 行う ・ 行わない
コンクリート面(DP)、押出成形セメント面	・ RB種・RC種	・ RA種	・ 行う ・ 行わない
せっこうボード面、その他のボード面	・ ※RB種	・ RA種・RB種	

3 錆止め塗料塗り

(7. 3. 2、3)

塗装面		塗料	工程
・鉄鋼面	EP-G 以外	塗替え	A種 ・ ※C種
		新規見え掛け	A種 ・ ※A種
		新規見え隠れ	A種 ・ ※B種
	EP-G	塗替え	・ A種 ※B種 ・ ※C種
		新規見え掛け	・ A種 ※B種 ・ ※A種
		新規見え隠れ	・ A種 ※B種 ・ ※B種
・亜鉛めっき鋼面	EP-G 以外	塗替え	・ B種 ※A種 ・ ※C種
		新規（鋼製建具等）	・ B種 ※A種 ・ ※A種
	EP-G	塗替え	C種 ・ ※C種
		新規（鋼製建具等）	C種 ・ ※A種

7	4 塗装	(7.4.2~7.14.2)																																																																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">塗装の種別</th><th rowspan="2">塗装面</th><th colspan="2">工程</th></tr> <tr> <th>塗替え</th><th>新規</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">・合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 塗料の種別 ※1種 ・2種</td><td>木部屋外</td><td>・ ※B種</td><td>※A種・</td></tr> <tr> <td>木部屋内</td><td>・ ※B種</td><td>※B種・</td></tr> <tr> <td>鉄鋼面</td><td>・ ※B種</td><td>・ A種 ※B種</td></tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)</td><td>・ ※A種</td><td>※B種・</td></tr> <tr> <td>〃 (鋼製建具以外)</td><td>・ ※B種</td><td>※B種・</td></tr> <tr> <td>・クリヤラッカー塗り (CL)</td><td></td><td>・ A種 ※B種</td><td>・ A種 ※B種</td></tr> <tr> <td>・フタル酸樹脂エナメル塗り (FE)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・アクリル樹脂系非水分散系塗料塗り (NAD)</td><td></td><td>・ A種 ※B種</td><td>・ A種 ※B種</td></tr> <tr> <td rowspan="4">・耐候性塗料塗り (DP)</td><td>鉄鋼面</td><td>・</td><td>A種</td></tr> <tr> <td>上塗り等級 () 級</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面</td><td>・</td><td>A種</td></tr> <tr> <td>上塗り等級 () 級</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>コンクリート面及び 押出成形セメント板面</td><td>・</td><td>・ A-1種 ・ B-1種 ・ C-1種</td></tr> <tr> <td rowspan="4">・つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)</td><td>コンクリート面等</td><td>・ ※B種</td><td>・ A種 ・ B種</td></tr> <tr> <td>屋内の木部</td><td>・ ※B種</td><td>・ ※A種</td></tr> <tr> <td>屋内の鉄鋼面</td><td>・ ※B種</td><td>・ A種 ・ B種</td></tr> <tr> <td>屋内の亜鉛めっき鋼面</td><td>・ ※B種</td><td>・ A種 ・ B種</td></tr> <tr> <td>・合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)</td><td></td><td>・ ※B種</td><td>・ A種 ・ B種</td></tr> <tr> <td>・合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EPT)</td><td></td><td>・ ※B種</td><td>・ A種 ・ B種</td></tr> <tr> <td>・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)</td><td></td><td>・ A種 ※B種</td><td>・ A種 ※B種</td></tr> <tr> <td>・オイルステイン塗り (OS) 塗料 (・油性 ・水性)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・木材保護塗料塗り (WP)</td><td></td><td>・ A種 ※B種</td><td>・ A種 ※B種</td></tr> </tbody> </table>		塗装の種別	塗装面	工程		塗替え	新規	・合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 塗料の種別 ※1種 ・2種	木部屋外	・ ※B種	※A種・	木部屋内	・ ※B種	※B種・	鉄鋼面	・ ※B種	・ A種 ※B種	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	・ ※A種	※B種・	〃 (鋼製建具以外)	・ ※B種	※B種・	・クリヤラッカー塗り (CL)		・ A種 ※B種	・ A種 ※B種	・フタル酸樹脂エナメル塗り (FE)				・アクリル樹脂系非水分散系塗料塗り (NAD)		・ A種 ※B種	・ A種 ※B種	・耐候性塗料塗り (DP)	鉄鋼面	・	A種	上塗り等級 () 級			亜鉛めっき鋼面	・	A種	上塗り等級 () 級				コンクリート面及び 押出成形セメント板面	・	・ A-1種 ・ B-1種 ・ C-1種	・つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	コンクリート面等	・ ※B種	・ A種 ・ B種	屋内の木部	・ ※B種	・ ※A種	屋内の鉄鋼面	・ ※B種	・ A種 ・ B種	屋内の亜鉛めっき鋼面	・ ※B種	・ A種 ・ B種	・合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)		・ ※B種	・ A種 ・ B種	・合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EPT)		・ ※B種	・ A種 ・ B種	・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)		・ A種 ※B種	・ A種 ※B種	・オイルステイン塗り (OS) 塗料 (・油性 ・水性)				・木材保護塗料塗り (WP)	
塗装の種別	塗装面	工程																																																																																			
		塗替え	新規																																																																																		
・合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 塗料の種別 ※1種 ・2種	木部屋外	・ ※B種	※A種・																																																																																		
	木部屋内	・ ※B種	※B種・																																																																																		
	鉄鋼面	・ ※B種	・ A種 ※B種																																																																																		
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	・ ※A種	※B種・																																																																																		
	〃 (鋼製建具以外)	・ ※B種	※B種・																																																																																		
・クリヤラッカー塗り (CL)		・ A種 ※B種	・ A種 ※B種																																																																																		
・フタル酸樹脂エナメル塗り (FE)																																																																																					
・アクリル樹脂系非水分散系塗料塗り (NAD)		・ A種 ※B種	・ A種 ※B種																																																																																		
・耐候性塗料塗り (DP)	鉄鋼面	・	A種																																																																																		
	上塗り等級 () 級																																																																																				
	亜鉛めっき鋼面	・	A種																																																																																		
	上塗り等級 () 級																																																																																				
	コンクリート面及び 押出成形セメント板面	・	・ A-1種 ・ B-1種 ・ C-1種																																																																																		
・つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	コンクリート面等	・ ※B種	・ A種 ・ B種																																																																																		
	屋内の木部	・ ※B種	・ ※A種																																																																																		
	屋内の鉄鋼面	・ ※B種	・ A種 ・ B種																																																																																		
	屋内の亜鉛めっき鋼面	・ ※B種	・ A種 ・ B種																																																																																		
・合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)		・ ※B種	・ A種 ・ B種																																																																																		
・合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EPT)		・ ※B種	・ A種 ・ B種																																																																																		
・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)		・ A種 ※B種	・ A種 ※B種																																																																																		
・オイルステイン塗り (OS) 塗料 (・油性 ・水性)																																																																																					
・木材保護塗料塗り (WP)		・ A種 ※B種	・ A種 ※B種																																																																																		
		つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り (コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面) の塗替えの場合のしみ止め ・ ※改修標仕表 7.9.1 の工程 1 の下塗りをしみ止めシーラーとする 合成樹脂エマルジョンペイント塗りの塗り替えの場合のしみ止め ・ ※改修修標仕表 7.10.1 の工程 1 の下塗りをしみ止めシーラーとする																																																																																			
8	1 適用範囲	・改修標準仕様書 第8章 耐震改修工事 ・改修標準仕様書において 第8章 耐震改修工事以外の改修工事第8章を引用している部分 工事内容 ・現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 ・鉄骨フレームの設置工事 ・柱補強工事 (溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法) ・柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法) ・連続繊維補強工事 ・耐震スリット新設工事 ・免震改修工事 ・制振改修工事 ・土工事及び地業工事 ・																																																																																			

8 耐震改修工事 共通事項	2 既存部分の処理等	(8. 21. 2) (8. 22. 2) (8. 23. 2) (8. 24. 4) (8. 25. 2) 既存構造体の撤去 撤去範囲 ・ 図示による () はつり出した鉄筋及び鉄骨の処置 ・ 図示による () (8. 21. 3) (8. 22. 3) (8. 23. 3) 既存構造体コンクリートの目荒らしの程度及び範囲 ・ 既存柱、梁面 打継ぎ面の 15～30%程度に、 平均深さ 2～5mm(最大 7mm)程度の凸凹を全体にわたってつける ・ 既存壁 打継ぎ面の 10～15%程度に、 平均深さ 2～5mm(最大 7mm)程度の凸凹を全体にわたってつける (8. 28. 2) 既存杭の撤去等 ・ 撤去範囲及び工法 ・ 杭頭部の処理 ・ 既存杭の補強 ・ 既存杭の健全性を確認する試験 ・ 図示による () ・ 図示による () ・ 図示による () ・ 行う ・ 図示による () ・ 行わない																						
	8-1 耐震改修工事 (鉄筋工事)	1 鉄筋の種類	(8. 2. 1) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>呼び径 (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ SD295A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ SD345</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			種類の記号	呼び径 (mm)	備考	・ SD295A			・ SD345												
種類の記号	呼び径 (mm)	備考																						
・ SD295A																								
・ SD345																								
	2 溶接金網	(8. 2. 2) 形状等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種類の記号</th> <th>鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径 (mm)</th> <th>使用部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 溶接金網</td> <td>WFP</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 鉄筋格子</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			種類	種類の記号	鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径 (mm)	使用部位	・ 溶接金網	WFP			・ 鉄筋格子											
種類	種類の記号	鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径 (mm)	使用部位																					
・ 溶接金網	WFP																							
・ 鉄筋格子																								
	3 鉄筋の継手及び定着	(8. 3. 4) (8. 4. 2、3) 継手方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用箇所</th> <th colspan="3">継手方法</th> <th>呼び径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 柱・梁の主筋</td> <td>・ ガス圧接</td> <td>・ 機械式継手</td> <td>・ 溶接継手</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 耐力壁</td> <td>・ 重ね継手</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ その他の鉄筋 ()</td> <td>・ 重ね継手</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 継手位置 ※図示による 柱及び梁の主筋の重ね継手の長さ ※図示による 耐力壁の重ね継手の長さ ・ 図示による 鉄筋の定着長さ ※図示による			適用箇所	継手方法			呼び径 (mm)	・ 柱・梁の主筋	・ ガス圧接	・ 機械式継手	・ 溶接継手		・ 耐力壁	・ 重ね継手				・ その他の鉄筋 ()	・ 重ね継手			
適用箇所	継手方法			呼び径 (mm)																				
・ 柱・梁の主筋	・ ガス圧接	・ 機械式継手	・ 溶接継手																					
・ 耐力壁	・ 重ね継手																							
・ その他の鉄筋 ()	・ 重ね継手																							
	4 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (溶接金網を含む)	(8. 3. 5) 最小かぶり厚さ ※図示による 軽量コンクリートを適用する場合 ・ あり 適用箇所 () ・ 最小かぶり厚さに加える厚さ () mm 耐久性上不利な部分 (塩害を受けるおそれのある部分等) ・ なし ・ あり 適用箇所 () ・ 最小かぶり厚さに加える厚さ () mm																						

8
1
耐震改修工事
(鉄筋工事)

5 圧接完了後の試験

(8. 3. 8)

超音波探傷試験
※行う（全数圧接部）

6 機械式継手

(8. 4. 2)

適用箇所 ・ 図示による（ ） ・
H12 建告第 1463 号に適合する性能
・ A 級 ・
機械式継手の種類 ・ 図示による（ ）

7 溶接継手

(8. 4. 3)

適用箇所 ・ 図示による（ ） ・
H12 建告第 1463 号に適合する性能
・ A 級 ・
溶接継手の工法 ・ 図示による（ ）

8 割裂補強筋

(8. 21. 6) (8. 22. 7)

割裂補強筋の適用

種類	材料	材質	径	本数ピッチ等	適用箇所
・ スパイラル筋	鉄筋コンクリート用棒鋼	SR235	※6φ ・ 9φ	スパイラルの径 (mm) () スパイラルのピッチ (mm) ()	※図示
・ はしご筋	鉄筋コンクリート用棒鋼 (異形鉄筋)	SD295A	・ D10 ・	壁面内方向 () 壁面外方向 ()	

8
2
耐震改修工事
(コンクリート工事)

1 コンクリートの気乾単位容積質量による種類及び強度

(8. 1. 3、4) (8. 2. 5) (8. 9. 2)

・ 普通コンクリート

設計基準強度 Fc (N/mm2)	気乾単位容積 質量 (t/m3)	スラブ (cm)	適用箇所
・ 24	・ 2.3 程度		
・ 21	・ 2.3 程度		

構造体強度補正值 ※改修標仕 8.2.4 による

2 コンクリートの種類

類別
※Ⅰ類 (JIS A 5308 への適合を認証されたコンクリート)
・Ⅱ類 (JIS A 5308 に適合したコンクリート)

3 セメント

(8. 2. 5)

種類

セメントの種類	適用箇所
※普通ポルトランドセメント、高炉セメントのA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種	建物躯体（下記以外）
・ 高炉セメントB種	基礎、地中梁
・ フライアッシュセメントB種	基礎、地中梁

普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が 7 日目で 352J/g 以下かつ 28 日目で 402J/g 以下のものとする。

4 骨材

(8. 2. 5)

使用骨材のアルカリシリカ反応による区分
・ B ※A

5 混和材料

(8. 2. 5)

※混和剤
混和剤の種類 ※改修標準仕様書 8.2.5(4) (a)による ・

6 無筋コンクリート

(8. 11. 1)

コンクリートの種類 ・ ※普通コンクリート
設計基準強度 Fc (N/mm²) ・ ※18 N/mm²
スラブ ・ ※15cm 又は 18cm
適用箇所 ※標準仕様書 6.14.1(e)
セメントの種類
※普通ポルトランドセメント、高炉セメントのA種、シリカセメントA種又は
フライアッシュセメントA種
・ 高炉セメントB種
・ フライアッシュセメントB種
適用箇所 ・ 図示による（ ）

7 打ち継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継目地	(6. 6. 4) (6. 8. 1) 打ち継ぎの位置 ・ 図示による () 目地寸法 ※標準仕様書 9.7.3(1) (7) ~ (9) による ・ 図示による () ひび割れ誘発目地の間隔、位置、形状、寸法 ※図示による ()																
8 構造体コンクリートの仕上り	(8. 1. 4) 合板せき板を用いる打放し仕上げ <table><tr><td>種別</td><td>適用箇所</td></tr><tr><td>・ A 種</td><td></td></tr><tr><td>・ B 種</td><td></td></tr><tr><td>・ C 種</td><td></td></tr></table> コンクリート仕上りの平坦さ <table><tr><td>種別</td><td>適用箇所</td></tr><tr><td>・ a 種</td><td></td></tr><tr><td>・ b 種</td><td></td></tr><tr><td>・ c 種</td><td></td></tr></table>	種別	適用箇所	・ A 種		・ B 種		・ C 種		種別	適用箇所	・ a 種		・ b 種		・ c 種	
種別	適用箇所																
・ A 種																	
・ B 種																	
・ C 種																	
種別	適用箇所																
・ a 種																	
・ b 種																	
・ c 種																	
9 打増し厚さ（打放し仕上げ部）	(8. 7. 8) 外部に面するコンクリート打放し仕上げの打増し厚さ ・ 20mm ・ 図示による () 外装タイル後張り面のコンクリートの打増し厚さ ・ 20mm ・ 図示による ()																
10 型枠	(8. 2. 7) せき板の材料及び厚さ ・ 合板（厚さ※12mm ・ mm） ・ スリーブの材料 ※改修標仕 8.2.7(f) (2) (i) 又は (ii) による ・																
11 型枠の加工及び組み立て	(8. 7. 8) シアコネクターをセパレーターとして使用 適用箇所 ・ 図示による ()																
12 コンクリートの打込み工法等	(8. 21. 8) (8. 23. 5~7) コンクリートの打設工法の指定 <table><tr><td>補強工法</td><td>打設工法の種類</td><td>適用箇所</td></tr><tr><td>・ 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事</td><td>・ 流込み工法 ・ 圧入工法 ・ 工法指定なし ・</td><td>・ 全ての増設壁 ・ 図示による () ・</td></tr><tr><td>・ 溶接金物巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法</td><td>・ 流込み工法 ・ 圧入工法 ・ 工法指定なし ・</td><td>・ 全ての増設壁 ・ 図示による () ・</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr></table> 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法での型枠等 柱頭及び柱脚の隙間の寸法 ・ 図示による () 柱頭及び柱脚の隙間部間の型枠 ・ 発泡プラスチック保温材等を埋込む 既存柱外周部あと打ちコンクリート又は構造体用モルタルの厚さ ・ 図示による () 補強後の仕上げ ・ 図示による ()	補強工法	打設工法の種類	適用箇所	・ 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事	・ 流込み工法 ・ 圧入工法 ・ 工法指定なし ・	・ 全ての増設壁 ・ 図示による () ・	・ 溶接金物巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法	・ 流込み工法 ・ 圧入工法 ・ 工法指定なし ・	・ 全ての増設壁 ・ 図示による () ・	・	・	・				
補強工法	打設工法の種類	適用箇所															
・ 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事	・ 流込み工法 ・ 圧入工法 ・ 工法指定なし ・	・ 全ての増設壁 ・ 図示による () ・															
・ 溶接金物巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法	・ 流込み工法 ・ 圧入工法 ・ 工法指定なし ・	・ 全ての増設壁 ・ 図示による () ・															
・	・	・															

8
|
3
耐震改修工事（鉄骨工事）

1 鉄骨製作工場	製作工場の加工能力 ※建築基準法第77条56の規定に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認定を受けた(株)日本鉄骨評価センター及び(株)全国鉄骨評価機構（旧(社)全国鐵構工業協会）の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める次のグレードとして、国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 ・ Sグレード ・ Hグレード ・ Mグレード ・ Rグレード ・ Jグレード ・ 監督員が承諾する製作工場。	(8. 1. 5)																								
2 鉄骨製作工場における施工管理技術者	・ 配置する ・ 配置しない	(8. 1. 5)																								
3 鋼材	鋼材の材質 <table><tr><th>材 質</th><th>適用箇所、形状及び寸法</th><th>規格等</th></tr><tr><td>・ S S 400</td><td>※図示による ・</td><td>※JIS 規格による</td></tr><tr><td>・ S S C 400</td><td>※図示による ・</td><td>※JIS 規格による</td></tr><tr><td>・ S N 400 A, B, C</td><td>※図示による ・</td><td>※JIS 規格による</td></tr><tr><td>・ S N 490 B, C</td><td>※図示による ・</td><td>※JIS 規格による</td></tr><tr><td>・ S T K 400</td><td>※図示による ・</td><td>※JIS 規格による</td></tr><tr><td>・ S T K R 400</td><td>※図示による ・</td><td>※JIS 規格による</td></tr><tr><td>・</td><td>※図示による ・</td><td>※JIS 規格による</td></tr></table>	材 質	適用箇所、形状及び寸法	規格等	・ S S 400	※図示による ・	※JIS 規格による	・ S S C 400	※図示による ・	※JIS 規格による	・ S N 400 A, B, C	※図示による ・	※JIS 規格による	・ S N 490 B, C	※図示による ・	※JIS 規格による	・ S T K 400	※図示による ・	※JIS 規格による	・ S T K R 400	※図示による ・	※JIS 規格による	・	※図示による ・	※JIS 規格による	(8. 2. 8)
材 質	適用箇所、形状及び寸法	規格等																								
・ S S 400	※図示による ・	※JIS 規格による																								
・ S S C 400	※図示による ・	※JIS 規格による																								
・ S N 400 A, B, C	※図示による ・	※JIS 規格による																								
・ S N 490 B, C	※図示による ・	※JIS 規格による																								
・ S T K 400	※図示による ・	※JIS 規格による																								
・ S T K R 400	※図示による ・	※JIS 規格による																								
・	※図示による ・	※JIS 規格による																								
4 縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等	高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ボルト径、ゲージ等 ※図示による	(8. 13. 2)																								
5 高力ボルト	高力ボルトの区分 ・ トルシア形高力ボルト ・ J I S 形高力ボルト ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による（ ） ・ 摩擦面の処理方法 ・ ・ 自然発錆（黒皮等を除去した後に自然放置して表面に赤さびが発生した状態） ・ ブラスト処理（表面粗度 50 μ mRz 以上） すべり試験 ・ 行わない ・ 行う（・ すべり係数試験 ・ すべり耐力試験） すべり試験において、対比試験片を作成し、摩擦面の処理状況を確認する。	(8. 2. 9) (8. 13. 2) (8. 14. 2)																								
6 溶融亜鉛めっき高力ボルト	ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による（ ） ・ 摩擦面の処理 ・ ・ ブラスト処理（表面粗度 50 μ mRz 以上） ・ りん酸塩処理 すべり試験 ・ 行わない ・ 行う（・ すべり係数試験 ・ すべり耐力試験） すべり試験において、対比試験片を作成し、摩擦面の処理状況を確認する。	(8. 13. 2) (8. 14. 2) (8. 20. 5)																								
7 普通ボルト	ボルト及びナットの材料等 ・ 標準仕様書 表 7. 2. 3（JIS 付属書品）又は次による。 ボルトの規格は、JIS B 1180 とする。 ボルトの種類は、呼び径六角ボルト又は全ねじ六角ボルトとし、材料は鋼とする。ボルトの強度区分は 4. 5 又は 4. 8 とする。なお、呼び径六角ボルトの軸径の最大寸法は、ねじの呼び径の値以下とする。） ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による（ ） ・	(8. 13. 2) 標仕 (7. 2. 3)																								

8 3 耐震改修工事 (鉄骨工事)	8 アンカーボルト	・ 構造用アンカーボルト 種類 ・ ABR400 ・ ABR490 ・ ・ 建方用アンカーボルト 種類 ・ SS400 ・ アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ・ 標準仕様書 表 7.2.3 による ・ ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による () ・	標仕 <7. 2. 4> <7. 3. 2>
	9 溶接材料	・ 改修標準仕様書 8.2.10(1) (2) による ・	(8. 2. 10)
	10 製作精度	※(一社)日本建築学会「JASS 6 鉄骨工事」付則 6 [鉄骨精度検査基準] による	(8. 13. 3)
	11 仮組	・ 実施する (範囲: ※図示による ・) ・ 実施しない	(8. 13. 10)
	12 溶接技能者の技量 付加試験	・ 実施する (試験の要領 ・ 図示による () ・) ・ 実施しない	(8. 15. 3)
	13 溶接接合	開先の形状 ※図示による ・ スラップの形状 ※図示による ・ エンドタブの切除する部分 切断する箇所 ・ 図示による () 切断する範囲 ・ ・ エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジの端から 5mm 以下を残して直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。 切断面の仕上げ ・ ※改修標仕 8.15.7(1) (a) (b) ②による	(8. 15. 4、7)
	14 溶接部の試験	平 12 建告第 1464 号第二号に関する外観試験方法等 ・ 「突合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」 3.5.2 受入検査による ・ 抜き取り検査① ※抜き取り検査② JASS 6 付則 6 「鉄骨精度検査基準」の附表 3 「溶接」に関する試験方法等 ・ JASS6 10.4 [受入検査] e. 溶接部の外観検査 (1) から (5) までによる。ただし、完全溶け込み溶接部の外観検査の抜き取り箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書 7.6.13 による補修を行い、再試験する。 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ・ 工場溶接の場合 ※全数試験 ・ 工事現場溶接の場合 ※全数試験	(8. 15. 12)

8 3 耐震改修工事 (鉄骨工事)	15 錆止め塗装	(7. 3. 3) (8. 17. 2、4)		
		塗装の範囲 耐火被覆材の装着する面の塗装範囲 ・図示による () 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ・図示による () ※改修標仕 8. 17. 2(1)による 塗料の種別 ・鉄鋼面の錆止め塗料の種別 屋外 ・ ※A 種 屋内 ・ ※A 種 ・亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料の種別 ・ ・鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の錆止め塗料 ・ ※A 種 ・耐火被覆材の接着する面への塗装の種別 ・		
	16 耐火被覆	(8. 18. 2～8)		
		種類、材料、工法等		
		種類	材料・工法	性能(耐火時間)
		・耐火材吹付	・乾式 吹付ロックウール	
			・半乾式 吹付ロックウール	
			・湿式ロックウール	
			・	
		・耐火板張り	・繊維混入 けい酸カルシウム板	
			・	
		・耐火材巻付け	・高断熱ロックウール	
			・	
		・ラス張りモルタル塗り	—	
	17 アンカーボルトの 設置等	標仕 (7. 10. 3)		
		構造用アンカーボルトの形状及び寸法 ・図示 () 構造用アンカーフレームの形状及び寸法 ・図示 () 建方用アンカーボルトの形状及び寸法 ・図示 () 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法 種別 ・ A 種 ・ B 種 柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種別 厚さ ・ () 種別 ・ B 種 ※A 種		
8 4 あと施工アンカー工事	1 あと施工アンカー	(8. 2. 4)		
		あと施工アンカーの種類 ・金属系アンカー(耐震補強用) ・引張耐力 ・ kN ・図示による() ・せん断耐力 ・ kN ・図示による() アンカー本体の径及び埋込み長さ ・図示による(耐震補強共通図) セット方式 ・ ※本体打込み式改良型 接合金の種類、径、長さ ・図示による() ・性能確認試験 試験及び試験数 ・図示による() ・接着系アンカー ・引張耐力 ・ kN ・図示による() ・せん断耐力 ・ kN ・図示による() アンカーの種類 ・ ※カプセル方式回転・打撃式 接着剤の品質 ・有機系 ・無機系 アンカー本体の径及び埋込み長さ ※図示による アンカー筋の種類 ・ アンカー筋の新設壁内への定着の長さ ※図示による ・性能確認試験 試験及び試験数 ・図示による()		

8 4 あと施工アンカー工事	2 穿孔	(8. 12. 4) 穿孔前の埋込み配管等の探査方法 ※鉄筋探知機（金属探知機）により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う ・ はつり出しによる
	3 施工確認試験	(8. 12. 7) 試験方法 ・ ※引張試験機による試験 確認強度 ※図示による
8 5 グラウト工事	1 柱底均しモルタル及びグラウト材	(8. 2. 12) ・ 柱底均しモルタル ・ ※無収縮モルタル
8 6 連続繊維補強工事	1 連続繊維シート	(8. 2. 13) (8. 24. 6) 連続繊維の材料 ・ 炭素繊維 ・ アラミド繊維 ・ ガラス繊維 引張強度（含浸硬化後） ・ () N/m ² ・ ヤング係数（含浸硬化後） ・ () N/m ² ・ ・ 下地処理 ・ ひび割れ部改修 範囲 ・ 図示による () ・ 種類 ・ ・ 柱及び梁の隅角部の面取りの大きさ ・ 図示による () 連続繊維補強材の強度試験 ・ 引張強度試験 ※JIS A 1191（コンクリート用連続繊維シートの引張試験方法による） ・ 試験数量 ・ 図示による () ・ 付着強度試験 ※JIS A 6909（建築用仕上塗材）による ・ 試験数量 ・ 図示による ()
	2 仕上げ	(8. 24. 7) 補強工事後の仕上げ ・ 図示による () ・
8 7 耐震スリット新設工事	1 スリットの方式、幅及び深さ	(8. 25. 2) 方式 ・ 完全 ・ 部分 設置箇所 ・ 図示による 幅及び深さ ・ 図示による
	2 スリットの充填材の挿入及び周囲補修等	(8. 25. 2) ・ 耐火材 使用箇所及び仕様 ・ 図示による ・ 遮音材 使用箇所及び仕様 ・ 図示による 撤去部の補修 ・ ※撤去材と同一材で補修
	3 スリットの施工前の埋込み配管等の探査	(8. 12. 4) 探査方法 ※鉄筋探知機（金属探知器）により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う ・ はつり出しによる

8 8 土工事及び地業工事	1 埋戻し及び盛土	(8. 28. 3)													
	埋戻し及び盛土の種別 ・ A 種 適用場所 () ・ B 種 適用場所 () ・ C 種 適用場所 () 土質 () 受渡場所 () ・ D 種 適用場所 ()														
	2 山留めの有無	(8. 28. 3)													
	山留めの有無 ・ 有 ・ 無														
	3 山留めの撤去	(8. 28. 3)													
	鋼矢板等の抜き跡の処理 ・ ※直ちに砂で充填する 山留めの存置 ・ 全て撤去 ・ 存置 (存置範囲 (※図示))														
4 砂利地業	(8. 2. 15)														
	材料 ※再生クラッシャーラン ・ 切込み砂利又は切込み碎石														
	厚さ及び適用範囲 (8. 28. 4)														
	厚さ	適用場所													
	※60	・ 基礎スラブ下 ・ 基礎梁下 ・ 土間コンクリート下 ・ 土に接するスラブ下 ・													
	・	・													
5 捨てコンクリート地業	(8. 2. 15) (8. 28. 4)														
	厚さ及び適用範囲														
	厚さ	適用場所													
	※50	・ 基礎スラブ下 ・ 基礎梁下 ・ 土に接するスラブ下 ・													
	・	・													
6 床下防湿層	標仕 (4. 6. 2、5)														
	材料 ・ ※ポリエチレンフィルム厚さ 0.15mm 以上														
	施工範囲 ・ 図示 () ・														
9 環境配慮改修工事	1 アスベスト含有建材の除去工事	(9. 1. 1、3～5)													
	施工調査 ※アスベスト含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によってアスベストを含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する 調査範囲 (・ ・ 図示) 貸与資料 () ・ 分析によるアスベスト建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、及びトレモライト 分析方法														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>定性分析 (JIS A 1481-1 又は JIS A 1481-2)</th> <th>定量分析 (JIS A 1481-3 又は JIS A 1481-4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・ 箇所数 ()</td> <td>・ 箇所数 ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 箇所数 ()</td> <td>・ 箇所数 ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 箇所数 ()</td> <td>・ 箇所数 ()</td> </tr> </tbody> </table>			材料名	定性分析 (JIS A 1481-1 又は JIS A 1481-2)	定量分析 (JIS A 1481-3 又は JIS A 1481-4)		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()
	材料名	定性分析 (JIS A 1481-1 又は JIS A 1481-2)	定量分析 (JIS A 1481-3 又は JIS A 1481-4)												
		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()												
		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()												
		・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()												
	サンプル数 1 箇所あたり 3 サンプル														
	採取箇所 ・ 図示 ・														

9

環境配慮改修工事

(9. 1. 1)

アスベスト粉じん濃度測定

測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)
・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	・計 点
・	測定 2		調査対象室外部の付近	・計 点
・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	・計 点
・	測定 4		セキュリティゾーン入り口	・計 点
・	測定 5		負圧・除じん装置の排出口 (処理対象室外の場合)	出口吹出し風速 1m/sec 以下の位置 ・計 点
	測定 6		処理作業室外 ・施工区画周辺 ・敷地境界	・計 点
・	測定 7	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	・計 点
・	測定 8	処理作業後シート 撤去後 1 週間 以降	処理作業室内	・計 点
・	測定 9		調査対象室外部の付近	・計 点

測定方法

・自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・測定 4 ・測定 5	粉じん相対濃度計 (デジタル粉じん計) パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器 (リアルタイムファイバーモニター) 等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・JIS A 3850-1 に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径 (mm)	試料の吸引流量 (L/min)	試料の吸引時間 (min)
・測定 4 ・測定 5	25	5	30
・測定 ・	47	10	120
・測定 ・	47	10	240
・測定 ・			

アスベスト含有建材の処理

・アスベスト含有吹付け材の除去

除去対象範囲

・図示

除去工法

・

※改修標仕 9. 1. 3 (2) (7) による

除去したアスベスト含有吹付け材等の飛散防止

※湿潤化

・固形化

除去したアスベスト含有吹付け材等の処分

・埋立処分 (管理型最終処分場)

・中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)

・アスベスト含有保温材等の除去

除去対象範囲

・図示

除去したアスベスト含有保温材等の飛散防止

※湿潤化

・固形化

除去したアスベスト含有保温材等の処分

・埋立処分 (管理型最終処分場)

・中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)

・アスベスト含有成形板の除去

除去対象範囲

・図示

除去したアスベスト含有成形板の処分

・アスベスト含有せっこうボード

※埋立処分 (管理型最終処分場)

・アスベスト含有せっこうボードを除くアスベスト含有成形板

・埋立処分 (管理型最終処分場)

・中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)

2 断熱アスファルト防水改修工事

(9. 2. 2~3)

改修特記仕様書第 3 章による

9

環境配慮改修工事

3 外断熱改修工事

(9. 3. 2～4)

断熱材

断熱材の種類

断熱材の厚さ (mm)

施工箇所

図示

ホルムアルデヒド放散量

※ F ☆☆☆☆

外装材

種類	防火性能	備考
.		

鋼材 改修特記仕様書 8－3 鉄骨工事 3 鋼材による

笠木 改修特記仕様書 3 3 アルミニウム製笠木による

既存外壁の処置

既存外壁仕上材の撤去

あり

なし

下地面の清掃

行う

行わない

欠損部の改修工法

改修標仕 4. 1. 4 による

工法

建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法

不陸等の下地調整

断熱材の施工

※断熱材製造所の仕様による

外装材の施工

外装材製造所の仕様による

通気層の有無

あり (mm)

なし

外装材の外壁への取付け

図示

笠木の施工

改修特記仕様書 3 3 アルミニウム製笠木

4 ガラス改修工事

(9. 4. 2、3)

複層ガラス

材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ

建具表による

断熱性による区分

T 1

T 2

T 3

T 4

T 5

T 6

日射取得性、日射遮蔽性による区分

G

S

乾燥気体の種類

空気

アルゴン

5 断熱・防露改修工事

(9. 5. 2～4)

フェノールフォーム断熱材又は保温材、接着剤のホルムアルデヒド放散量

※ F ☆☆☆☆

断熱材打込み工法

断熱材 JIS A 9521 に基づくプラスチック断熱材

種類

厚さ (mm)

施工箇所

図示

断熱材現場発泡工法

断熱材の種類

A 種 1

A 種 1 H

吹付厚さ (mm)

2 5

3 0

施工箇所

図示

断熱材後張り工法

断熱材 JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材

種類

厚さ (mm)

断熱材にせっこうボード等を貼り付けたパネル

材質

厚さ

mm)

9 環境配慮改修工事	6 屋上緑化改修工事	(9. 6. 2、3)												
	植栽基盤及び材料 屋上緑化軽量システム ・適用する ・適用しない 芝及び地被類の樹種並びに種類等 ※図示 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※図示 工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 かん水装置 ・設置する (種類 ・ ・) 既存保護層の撤去 ・行う ・行わない 新植した芝及び地被類の枯保障の期間 ※引渡しの日から1年													
	7 透水性アスファルト舗装改修工事	(9. 7. 2～5、9)												
	既存舗装の撤去及び再利用 ※図示 路床 路床の材料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>材料</th><th>厚さ (mm)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・盛土</td><td> ・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・ 建設汚泥から再生した処理土 </td><td> ・ 図示 ・ </td></tr> <tr> <td>・凍上抑制層</td><td> ・ 再生クラッシャーラン ・ クラッシャーラン ・ 切込み砂利 ・ 砂 ・ </td><td> ・ 図示 ・ </td></tr> <tr> <td>・フィルター層</td><td> ・ 砂 ・ </td><td> ・ 図示 ・ </td></tr> </tbody> </table> 路床安定処理 ・適用する ・適用しない ・添加材料による安定処理 ・路床安定処理用添加材料 種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 ・ 生石灰 () ・ 消石灰 () 添加量 kg (目標 CBR ・ 3 以上 ・) 目標 C B R を満足する添加量の確認方法 ・ 安定処理土の C B R 試験 ・ジオテキスタイル 単位面積質量 ・ 60kg/m² 以上 ・ 厚さ (mm) ・ 0.5～1.0 ・ 引張強さ ・ 98N/5cm (10kgf/5cm) 以上 ・ 透水係数 ・ 1.5 × 10⁻¹cm/sec 以上 ・ 試験 砂の粒度試験 ・ 行う ・ 行わない 路床土の支持力比 (C B R) 試験 ・ 行う ・ 行わない 現場 C B R 試験 ・ 行う ・ 行わない 路床締固め度試験 ・ 行う ・ 行わない	種別	材料	厚さ (mm)	・盛土	・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・ 建設汚泥から再生した処理土	・ 図示 ・	・凍上抑制層	・ 再生クラッシャーラン ・ クラッシャーラン ・ 切込み砂利 ・ 砂 ・	・ 図示 ・	・フィルター層	・ 砂 ・	・ 図示 ・	
種別	材料	厚さ (mm)												
・盛土	・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・ 建設汚泥から再生した処理土	・ 図示 ・												
・凍上抑制層	・ 再生クラッシャーラン ・ クラッシャーラン ・ 切込み砂利 ・ 砂 ・	・ 図示 ・												
・フィルター層	・ 砂 ・	・ 図示 ・												

9 環境配慮改修工事	路盤 路盤の厚さ ・図示 ・ 路盤材料 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">種別</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">砕石</td> <td>・クラッシャラン</td> </tr> <tr> <td>・粒度調整砕石</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生材</td> <td>・クラッシャラン</td> </tr> <tr> <td>・粒度調整砕石</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・クラッシャラン鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・粒度調整鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ</td> </tr> </table> 路盤締固め度の試験 ※行う ・行わない 舗装の構成 ・図示 ・ 開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない 舗装の平たん性 ※著しい不陸がないもの ・	種別		砕石	・クラッシャラン	・粒度調整砕石	再生材	・クラッシャラン	・粒度調整砕石	・クラッシャラン鉄鋼スラグ		・粒度調整鉄鋼スラグ		・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	
	種別														
	砕石	・クラッシャラン													
		・粒度調整砕石													
	再生材	・クラッシャラン													
		・粒度調整砕石													
	・クラッシャラン鉄鋼スラグ														
	・粒度調整鉄鋼スラグ														
	・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ														
	秋 田 県 建 設 部 営 繕 課														